建築工事特記仕様書

令和８年４月版

千葉市都市局建築部営繕課

建築工事特記仕様書（令和８年４月版）

Ⅰ　工事概要

１　工事名称：（仮称）千葉市千城台公民館・若葉図書館複合施設新築工事

２　工事場所：千葉市若葉区千城台南１丁目１９番１号

３　敷地面積：4,530 ㎡

４　構造規模：建築面積：1,382.58 ㎡、延床面積：1,992.32 ㎡

棟名称	構造	階数	建築面積（㎡）	延床面積（㎡）	消防法施行令別表第一	防火対象物
公民館・図書館	RC（一部S）造	2	1,382.58	1,992.32	(16)項イ	☒・特定　・非特定
						・特定　・非特定
						・特定　・非特定
						・特定　・非特定
						・特定　・非特定
						・特定　・非特定
						・特定　・非特定

５　別途工事：　電気設備工事、給排水設備工事、空気調和設備工事、外灯設備工事（その１・その２）
　　駐車場整備工事（一期・二期）、マンホールトイレ整備工事

・他工事との取合いは別図による。

６　そ の 他：

Ⅱ　工事仕様

１　共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の
「公共建築工事標準仕様書　（建築工事編）（令和７年版）」（以下「建標」という。）、
「公共建築工事標準仕様書　（電気設備工事編）（令和７年版）」（以下「電標」という。）、
「公共建築工事標準仕様書　（機械設備工事編）（令和７年版）」（以下「機標」という。）、
「公共建築改修工事標準仕様書　（建築工事編）（令和７年版）」（以下「建改標」という。）、
「公共建築改修工事標準仕様書　（電気設備工事編）（令和７年版）」（以下「電改標」という。）、
「公共建築改修工事標準仕様書　（機械設備工事編）（令和７年版）」（以下「機改標」という。）、
「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）・同解説（令和５年版）」（以下「解共」という。）
「公共建築木造工事標準仕様書（（令和７年版）（以下「木仕」という。）
による。

２　特記仕様

（１）一般共通事項（全工事共通事項）の項目は全て適用する。
（２）一般共通事項（選択事項）の項目は、番号に□印の付いたものを適用する。
（３）特記事項は、原則すべて適用する。「・」は、□印の付いたものを適用する。
　（□印が付かない場合は　※印のついたものを適用する。）
（４）項目下部に記載の（　　．　．　）内の表示番号は、共通仕様の該当項目又は当該図表を示す。
（５）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（　）内は製品名を示す。

３　適用基準等

（１）「建築工事標準詳細図」	（令和４年版）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
（２）「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」	（令和７年版）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
（３）「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」	（令和７年版）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
（４）「営繕工事写真撮影要領」	（令和５年版）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
（５）「工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編」		国土交通省大臣官房官庁営繕部
（６）「工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編」		国土交通省大臣官房官庁営繕部
（７）「工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編」		国土交通省大臣官房官庁営繕部

項　目	特　記　事　項
1　一般共通事項（全工事共通事項）	
1　工事実績情報の登録 （建標、電標、機標1.1.4）	請負金額500万円以上の工事については、受注、変更及び竣工登録を行う。
2　施工体制台帳 （建標 電標 機標1.1.5）	施工体制台帳、作業員名簿及び施工体系図の作成等については、千葉市の「下請負の適正化に関する指導指針」に従って行い、写しを監督職員に提出する。
3　環境への配慮 （建標、電標、機標1.4.1）	（1）本工事に使用する建物内部の建築材料は、揮発性有機化合物の放散が極めて少ないものとする。 　また、ホルムアルデヒド発散建築材料については、F☆☆☆☆使用を原則とし、該当する材料がない場合は安全データシート等の安全性を確認できる資料を提出し、監督員の承諾を得ること。 （2）千葉市グリーン購入推進方針に基づき、環境負荷を低減できる機材の選定に努める。 　公共工事（資材、建設機械、設備、目的物、工法）
4　工事関係図書	工事関係図書は、工事中、監督職員から請求があったときは、速やかに提出できるようにするとともに、完成時には、工事関係図書一式を監督職員に提出すること。
5　工事の保険	（1）受注者は工事のすべての物件に対して、工事目的物に相当する妥当な金額の火災保険・建設工事保険等に加入し、契約書の写しを監督職員に提出する。 　なお、原則として保険加入期間は、工事着手日から工事目的物の引き渡しまでとする。 （2）本工事において、受注者は公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）に附さなければならない。
6　公共工事の実施に伴う環境負荷の低減	千葉市役所環境方針に従い、公共工事の実施に伴う環境負荷の低減として取り組む項目は下記のとおりとし、可能な範囲で環境配慮に努めること。 （1）資材・廃土運搬時の環境配慮 （2）工事実施時の騒音・振動の低減への配慮 （3）基礎工事実施時の地下水汚染及び土壌汚染防止への配慮 （4）建設副産物の発生抑制及び再利用の推進
7　施工中現場への安全パトロールについて	工事期間中に、千葉市建設工事安全対策委員会設置要綱、千葉市建設工事安全対策委員会運営要領及び建築部事故防止巡回班規約に基づく、建築部事故防止巡回班の安全パトロールが実施される場合又はその他臨時に安全パトロールが実施される場合は、当該パトロールに協力し、危険箇所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。 施工にあたっては、千葉市建設工事等安全対策委員会建築部会が定める「安全対策重点項目」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。 なお、別途監督職員が指示する「安全対策重点項目」について、工事関係者が見やすい場所に掲示するものとする。
8　安全訓練等の実施	「建築工事安全施工技術指針」及び「公共工事の発注における工事安全対策要綱」に従い、工事の安全確保に努めるとともに、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当てて、安全訓練等を実施し、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、直ちに提示できる体制とすること。
9　低入札価格工事における下請負人のしわ寄せ防止	低入札価格調査制度対象工事において、元請負人と一次下請負人の間で交わされる下請契約について、建設業法に基づく契約であることを確認するため、「下請契約の適正化に関する点検表」に基づき、元請負人、一次下請負人別に点検を行うものとする。点検は、一次下請工事の施工前及び施工後の段階ごとで、一次下請負人１者につき、各１回行う。点検結果についてはその都度監督職員へ提出するものとする。 なお、元請負人、一次下請負人の記載事項に相違があった場合は、監督職員、元請負人の現場代理人、一次下請負人の主任技術者の出席による記載内容の聴取を実施するものとする。
10　総合評価落札方式による技術提案等	総合評価落札方式による工事において、技術提案書の取り扱いは下記による。 （1）技術提案に基づく施工 　受注者は、入札時に提示した技術提案等に基づき確実に施工するものとし、技術提案等による契約金額の変更は、行わないものとする。 （2）技術提案が履行されない場合の措置 　受注者の責により入札時の技術提案等が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとし

	て、工事成績評定を減じる措置をとることとし、未実施の技術提案等の項目ごとに５点を減じる。
11　工事における創意工夫等実施状況	受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。
12　ワンデーレスポンスの実施	（1）本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
13　調査に対する協力	（1）受注者は発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。 （2）受注者は当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 ア　調査票等に必要事項を正確に記入し国に提出する等、必要な協力を行わなければならない。 イ　調査票等を提出した事業所を国が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。 ウ　正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 エ　当該工事の一部について下請け契約をする場合は、受注者は当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前号と同様の業務を負う旨を定めなければならない。
14　過積載防止	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及びその他関係法令を遵守し、過積載のないよう下請業者、納入業者等を指導監督すること。
15　近隣への配慮	本工事の施工に際しては、工事による騒音、振動、安全対策等について、規制等を遵守するのはもちろんのこと、近隣に十分配慮し施工完了すること。近隣に対して工種、作業内容等を明示し理解と協力が得られるよう努めること。作業時間、搬出入経路の計画に当たっては、監督職員と協議し、作業内容を遵守すること。 （1）本工事関係車両等の付近公道での駐車及び待機は厳禁とする。また、場内、場外を問わず作業員がアイドリングした車内での休憩等することを禁ずる。 （2）本工事を起因とする付近道路の汚れ等は、速やかに清掃すること。 （3）喫煙が禁止されている場所及びその周辺では受動喫煙防止等に十分配慮すること。
16　VE 提案	制限付一般競争入札による工事においては、契約締結後に施工方法等の提案を受付ける。 VE 提案については、技術管理課ホームページ「契約後 VE 方式のページ」による。
17　施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる工事目的物等に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
18　技術研修会の開催に対する協力	受注者は、千葉市及び関係団体から当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合は、これに協力するものとする。
19　防振ゴム等の品質確保	東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品や材料を使用する場合は、第三者機関による品質を証明する書類を提出するものとする。
20　中間技術検査 (建標 電標 機標 1.6.2)	以下のいずれかの項目に該当する場合、実施する。 ただし、単純工事など中間技術検査の効果が期待できない工事については、別途工事検査室と協議のうえ、対象外とする場合がある（・該当：協議済により対象外　・非該当）。 （1）当初請負契約金額１億円以上かつ工期が６か月以上の工事 （2）「千葉市建設工事低入札価格取扱要領」に基づく調査において履行可能と判断し契約締結をした工事（対象外とした工事も含む） （3）工事担当課長が必要と認めた工事（・適用　・非適用） ※実施時期・回数は、監督職員の指示による。
21　社内検査	下記いずれかに該当する工事は、社内検査員届、社内検査員経歴書、品質確認書及び社内検査結果を記載した報告書を提出する。 （1）当初請負契約金額１億円以上の工事 （2）工事担当課長が必要と認めた工事（・適用　・非適用）

22　現場代理人の取扱い	本市が発注する建設工事で次に掲げる要件のすべてを満たしている場合は、現場代理人を3件まで兼任することができる。 （1）請負金額が9,000万円未満（建築一式工事以外は、請負金額4,500万円未満）であること （2）低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札したものでないこと （3）特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと （4）兼任する工事が国又は他の地方公共団体発注工事であって、当該工事の発注者から現場代理人の兼任に関して認められていること （5）兼任する工事の工事個所が千葉市内に限ること また、別敷地にて2件以上の工事を併せて発注する場合、一方の工事の請負金額が9,000万円以上（建築一式工事以外は、請負金額4,500万円以上）の場合は、現場代理人とは別に補助技術者（他の工事現場に常駐し連絡や指示等を行う者）を専任する。
23　監理技術者の取扱い	本工事において、監理技術者を専任配置する場合においては次の各号の要件をすべて満たす場合は、監理技術者を2件まで兼任することができる。 （1）建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 （2）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 （3）請負代金の額が2億円未満であること。 （4）低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札し、契約するものでないこと。 （5）特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと。 （6）公告又は指名若しくは見積通知書において、主任（監理）技術者の専任配置を求めているものでないこと。 （7）兼任する工事が、千葉市が発注する建設工事であること。
24　従事期間	現場代理人、主任技術者又は監理技術者の従事期間は、原則、契約期間とする。ただし、現場への専任を要しない期間を定める場合は、「監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日国不建技第147号）」を参考に、監督職員との協議により決定する。
25　デジタル工事写真	小黒板の電子化を行う場合は、現行の営繕工事写真撮影要領に準じて、下記の項目を全て実施する。 （1）受注者は、小黒板の電子化の導入に必要な使用機器については、営繕工事写真撮影要領「3.（3）撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載している技術を使用する。 また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示する。 （2）受注者は、（1）の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事写真撮影要領「3.（3）撮影方法」による。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 （3）工事写真の取扱いは営繕工事写真撮影要領に準ずるが、（2）に示す小黒板情報の電子的記入については、営繕工事写真撮影要領「4. 編集の禁止」で規定されている写真編集には該当しない。 （4）受注者は納品時に、URL（https://www.jcomsia.org/kokuban）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報の電子的記入を行った写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
26　設計変更	本工事において契約書の規定により行う、設計図書の変更手続きについては、「千葉市請負工事設計変更等ガイドライン」に基づき実施するものとする。
27　ウィークリースタンスの実施	本工事は、ウィークリースタンス実施対象工事である。実施に際しては、別に定める「ウィークリースタンス実施要領」に基づき実施するものとする。
28　建設キャリアアップシステム活用工事	本工事は、建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用工事に受注者の希望により設定できる工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市建築工事建設キャリアアップシステム活用に関する工事試行要領」に基づき実施するものとする。

29　細目別内訳書の提出	千葉市建設工事請負契約約款第３条に規定する請負代金内訳書の直接工事費の記載方法は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事内訳書標準書式」における細目別内訳まで記載するものとする。なお、細目別内訳の書式及び提出日については監督職員と協議できるものとする。
30　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知	落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、千葉市長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
2　一般共通事項（選択事項）	
1　電気保安技術者 (建標 1.3.3、電標 1.3.2、機標 1.3.2)	適用する。 ・ ・
2　施工条件 (建標 1.3.5,電標 1.3.3、機標 1.3.3)	・隣地保育園および隣接地別事業との調整を行うこと。(仮設・作業時間等) ・周辺環境への影響（騒音・振動・粉塵・臭気・土砂流出等）を十分配慮した施工を実施すること。 ・路上駐車による車両待機は絶対に行わないこと。 ・関係官公庁への届出等が必要な場合は、事前に打合せを行い、遅滞なく提出すること。 ・本工事周辺の道路、工作物、境界杭等を破損、損傷させた場合は速やかに原状復旧を行うこと。特に近接する部分の施工については、監理者の立会いを受けること。 ・搬出車両は、道路を汚さないよう敷地内でタイヤを清掃した上で搬出すること。万一道路を汚した場合は、速やかに清掃すること。
3　発生材の処理等 (建標 1.3.11、電標 1.3.9、機標 1.3.9)	（１）建設副産物等 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に従って適切に処理する。 ア　工事に伴う発生材の処分は、事前に「産業廃棄物処理計画書」を提出し監督職員の承諾を受ける。 「産業廃棄物処理計画書」の内容は、監督職員の指示による。 イ　請負金額 100 万円以上の工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず、コブリス・プラスにより本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各１部提出すること。 また、計画の実施状況（実績）については「再生資源利用実施書」「再生資源利用促進実施書」及び「コブリス・プラス工事登録証明書」を作成し、各１部提出する。 ウ　建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、写しを提出すること。 エ　建設副産物処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」（副処：様式-1）を作成し、監督職員の確認を受け、１部提出すること。 オ　建設副産物の処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」（副処：様式-2）を作成するとともに、処理が完了したことが分かる資料（取引証明書、受入伝票等）を添付し、監督職員に提出すること。 受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により建設廃棄物の適正な処理を確認するとともに、監督職員から請求があった場合に、速やかに提示できるように常に整理しておくこと。 カ　舗装切断作業時における濁水は汚泥として処理を行うこと。 キ　再資源化等をする施設の名称と所在地

資材の種類	施設の名称	所　在　地
コンクリート	（株）共同土木 千葉中間処理工場	千葉市若葉区野呂町 1662-1
木くず	（株）千葉環境ビジネス	千葉市若葉区中野町 1691-7
汚泥	太陽建設(株)	市原市八幡海岸通 1969-65

※再資源化等をする施設を変更する際には監督職員と協議を行うこと

ク　産業廃棄物の収集又は運搬に伴う運搬車両の表示及び書面の備え付け

産業廃棄物を自ら収集又は運搬する場合は、運搬する車両の車体の両側面に、以下の事項を鮮明に表示すること。また、必要事項を記載した書類を常時携帯すること。

（ア）産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する旨の表示（産業廃棄物運搬車等）

（イ）排出事業者名（〇〇株式会社　等）

また、収集運搬車両の表示状況及び書面の備え付け状況が確認できる写真を撮影すること。

（２）建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）第９条第１項に規定する対象建設工事においては、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられる。

ア　特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

建設リサイクル法第13条の規定に基づく書面については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であり、原則、発注者が条件明示した方法により処理することとする。ただし、それにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

イ　受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を「再資源化等報告書」に記載し、監督職員に報告することとする。

（ア）再資源化等が完了した年月日

（イ）再資源化等した施設名称及び所在地

（ウ）再資源化等に要した費用

なお、書面に添付する[再生資源利用実施書]及び[再生資源利用促進実施書]は「コブリス・プラス」を用いて作成したものを使用するものとする。

ウ　請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

（ア）建設リサイクル法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した「説明書」を提出し説明を行うこととする。

（イ）書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

（ウ）書面は施工計画書に添付するものとする。

エ　分別解体の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	造成等	造成等の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	その他	その他の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用

（３）建設発生土の処分

ア　建設発生土の搬出

・発生土なし　　・発生土あり

・搬出あり　　名称及び所在地：山喜興業株式会社

市原市大桶上大月１番ほか23筆

受入れ時間帯　：8：00～16：30

仮置き等　　：事業敷地内

搬出調書等　　：

地質分析　　：　・する　　・しない

※搬出先を変更する際には監督職員と協議を行うこと

・搬出なし　　・構内指示の場所にたい積　　・構内指示の場所に敷き均し

イ　建設発生土の工事間利用

・利用あり　（　　建設工事、　　課発注）

ウ　建設発生土の搬出先への情報提供

受注者は、本工事から建設発生土を100㎥以上搬出する場合は、別紙様式により搬出前に搬出先の区市町村の建設発生土担当窓口あてに、建設発生土に関する情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。なお、提出する情報は、監督職員の指示により、また、情報提出後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

エ　受注者は、本工事において土砂（土、砂利等）の搬入・搬出に係る運搬量が5,000㎥以上の場合は、「千葉市土砂運搬適正化対策要綱」に基づき書面又は図面により協議を行うこと。

4　材料・機材の品質等

本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するもの、また、㈳

(建標、電標、機標1.4.2)	公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用することとする。ただし、これによりがたい場合、JIS及びJASマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の（1）～（6）の事項を満たすものとする。 （1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること （2）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること （3）安定的な供給が可能であること （4）法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること （5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること （6）販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関（(社) 公共建築協会　他）が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。 また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・機器仕様は、（ ・製造者の標準仕様　　・国土交通省仕様）とする。 ・機材等は、設計図書に定める品質及び性能と同等品以上とする場合あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
5　技能士 (建標、機標1.5.2)	適用する作業は下記による。 作業種別：　　職種：
6　見本施工の実施 (建標1.5.5、電標1.5.3、機標1.5.4)	見本施工の部分・部品（　塗装見本　）
7　化学物質の濃度測定 (建標1.5.9、電標1.5.7、機標1.5.8)	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン（教育施設に限る）、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、報告すること。 測定方法　・パッシブ法　・アクティブ法 着工前の測定　・行う 測定対象室　・図示　・室名（1F一般開架室・こども室／2Fﾛﾋﾞｰ・ﾎｰﾙ・会議室（調理）・工芸室1・会議室1・会議室（音楽室）・自習室・授乳室） 測定箇所数　・図示　・箇所数（　10　） 報告の様式等については、監督職員との協議による。
8　完成図等 (建標 電標 機標1.7.1) (表1.7.1)	・完成図　二ツ折り製本　A4版（縮刷版）　2部 ・保全に関する資料　3部 ・材料、機器完成図　3部 ・保全情報システム入力シート　1部 ・電子納品　4組 千葉市都市局建築部の電子納品運用ガイドライン[建築工事・委託業務編]（令和5年4月版）による。 詳細は事前協議チェックシートにより監督職員と協議する。 施工に伴う保証書は、受注者、施工業者、メーカーの連名で3部提出する。（2部は写し可） （保証書） ・アスファルト防水、塗膜防水　工事目的物の引渡し日から　10年間 ・金属屋根　工事目的物の引渡し日から　10年間
9　概成工期	適用する　（　年　月　日）
10　設計GL	・図示　・設計GL　＝　現状GL
11　工事用水	構内既存の施設　・利用できない　・利用できる（・有償　・無償） ※ただし、これに要する設備工事は本工事に含む
12　工事用電力	構内既存の施設　・利用できない　・利用できる（・有償　・無償） ※ただし、これに要する設備工事は本工事に含む
13　補助事業	本工事は国庫補助事業である。
14　週休2日促進工事	本工事は「千葉市建築工事における週休2日促進工事実施要領」に基づく、週休2日促進対象工事である。 ・完全週休2日（土日）Ⅰ型

	受注者が工事着手前に「完全週休２日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組むことができる。取り組みを希望しない場合は、月単位の週休２日に取り組むものとする ・完全週休２日（土日）Ⅱ型 受注者が工事着手前に「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組むことができる。取り組みを希望しない場合は、通期の週休２日に取り組むものとする。
15　情報共有システム （建標、電標、機標1.1.5）	本工事は「千葉市建築工事における情報共有システム試行要領」に基づく、情報共有システム（以下「システム」という。）利用対象工事である。ただし、システム利用を希望する受注者希望型の受注者は、監督職員と協議した上で取り組むことができる。 なお、システムを利用する工事の工事関係書類は原則電子データとして取り扱うこととする。 ・発注者指定型　　・受注者希望型
16　遠隔臨場 （建標、電標、機標 1.1.14）	本工事は「千葉市建築工事における遠隔臨場試行要領」に基づく、遠隔臨場対象工事である。ただし、遠隔臨場を希望する受注者希望型の受注者は、監督職員と協議した上で取り組むことができる。 ・発注者指定型　　・受注者希望型
17　アスベスト含有建材の事前調査	大気汚染防止法の規定により、アスベスト含有建材の事前調査を実施すること。届出書等は環境規制課ホームページ「大気汚染防止法及び千葉市要綱に基づき必要な届出書等や作業時の注意事項」URL（https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/asbestoishiwata.html#jizenntyousa）による。
18　共通費実態調査	本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に反映することを目的とした、共通費実態調査対象工事である。なお、調査票は国土交通省HP「公共建築工事　共通費実態調査」からダウンロードするものとする。
19　工期・工程等	本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。 （１）作業不能日数：　５日間 （２）上記（１）は、環境省が公表する関東地方 千葉 千葉地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（令和２年～６年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から１７時の間にWBGT値が３１以上となった時間を算定し、日数に換算したもの５年分を平均したもの。 （３）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方 千葉 千葉地点におけるWBGT値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が（１）の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3　仮設工事

1　監督員事務所

2　仮囲い等

	・仮囲い ・成形鋼板（・H = 2.0m　・H = 3.0m ） ・クロスゲート（・H = 1.8m、W = 5.4m　・H =　m、W =　m） ・シートゲート（・H = 1.8m、W = 6.0m　・H =　m、W =　m） ・パネルゲート（・H 2.0m、W =6.0m ） ・仮設通路　設置箇所　・図示による　・ ・仮設便所　設置する ・交通誘導員　（・常駐　・必要に応じて）

3　足場等

(建標2.2.4)	足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行う。

4　土工事

1　埋戻し及び盛土

(建標3.2.3) (表 3.2.1)	材料及び工法 ・A種　施工箇所(　　) ・B種　施工箇所(　基礎　) ・C種　施工箇所(　　)、土質(　　)、受渡場所(　　) ・D種　施工箇所(　　)

2　建設発生土の処理

(建標3.2.5)	２　一般共通事項（選択事項）の 「３　発生材の処理等」による

5　地業工事

1　試験及び報告書

(建標4.2.1～4) (建標4.3.4～5) (建標4.5.5～6)	直接基礎 支持地盤の位置及び土質(基礎底部の位置含む) ・図示による　・ 試験掘り(根切り底の状態の確認等) ・行わない ・行う 位置等　・図示による 杭基礎 支持地盤の位置及び土質(杭先端の位置含む) ・図示による　・ 試験杭の位置 ・図示による　・ 杭の載荷試験 ・適用する　・適用しない 載荷試験の方法 ・鉛直載荷試験 ・地盤工学会基準 JGS (　　)による ・ ・水平載荷試験 ・地盤工学会基準 JGS 1831 による ・ ・ 載荷試験の試験杭の位置、本数及び載荷荷重 ・図示による　・ 報告書の記載事項 ・

	地盤の載荷試験 ・適用する　　・適用しない 載荷試験の方法 平板載荷試験　　・地盤工学会基準 JGS1521 による ・ 載荷試験の位置、載荷荷重 ・図示による　　・ 報告書の記載事項 ・

2　既製コンクリート杭

(建標 4.3.1) (建標 4.3.3～6) (建標 4.3.8) (建標 7.2.5)	材料 ・杭の種類 ・遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC 杭) ・プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC 杭) ・外殻鋼管付きコンクリート杭(SC 杭) SC 杭の鋼管材料 ・SKK400　　・SKK490　　・ ・杭の性能及び曲げ強度等による区分等 ・図示による　　・ ・杭の寸法、継手の箇所数等 ・図示による　　・ ・杭先端部形状 ・開放形　　・半開放形　　・閉そく形　　・ 工法 ・セメントミルク工法 掘削深さ ・図示による　　・ 杭の支持層への根入れ長さ ・図示による　　・ 杭の水平方向の位置ずれ精度 ・杭径の 1/4 かつ 100mm 以下　　・ 根固め液及び杭周固定液の管理試験 ※標準仕様書 4.3.4(6)(コ)による　　・ ・特定埋込杭工法 ・プレボーリング拡大根固め工法 ・中堀り拡大根固め工法 ・構造図による ・平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第 6 による地盤の許容支持力式で α = 250 を採用できる工法 ・平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第 6 による地盤の許容支持力式のうちα、β、γ が以下の値を採用できる工法 α=(　　)、β=(　　)、γ=(　　) 継手 杭の継手の工法 ・溶接継手 溶接材料 ・標準仕様書 7.2.5(1)(2)による ・ ・機械式継手 杭頭の処理 ・処理する　　・処理しない 処理方法(切断に伴う補強方法含む) ・図示による　　・

3　鋼杭地業
4　場所打ちコンクリート杭地業
5　砂利地業

(建標4.6.2～3)	材料 ・再生クラッシャラン　　・切込砂利　　・切込砕石 砂利地業の厚さ ※60㎜　　・図示 範囲 ・基礎下、基礎梁下、土に接するスラブ下、土間コンクリート下 ・図示による　　・

6　砂地業
7　捨コンクリート地業

(建標4.6.4) (建標6.14.1)	捨コンクリートの厚さ ※50㎜　　・図示 範囲 ・基礎下、基礎梁下、土に接するスラブ下 ・図示による　　・ コンクリートの種類 ※普通コンクリート　　・ 標準仕様書 表6.2.1以外のコンクリートを用いる場合 ・図示による　　・ 設計基準強度 ※18N/㎟ スランプ ※15㎝又は18㎝　　・

8　床下防湿層

(建標4.6.2) (建標4.6.5)	防湿層 ・適用する 材料 ※ポリエチレンフィルム厚さ0.15㎜以上　　・ 範囲 ・建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下(ピット下を除く) ・図示による　　・

9　地盤改良(深層混合処理工法)
10　地盤改良(浅層混合処理工法)

6　鉄筋工事

1　鉄筋

(建標5.2.1)

鉄筋の種類等（　・構造図による　）

種類の記号	呼び径(㎜)	備考
・SD295	・D16以下	
・SD345	・D19以上	

2　溶接金網

(建標5.2.2)

鉄線の形状等（　・構造図による　）

種類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径(㎜)	使用部位
・溶接金網			

3　加工
4　継手及び定着

(建標5.3.4)

鉄筋の継手の方法等（　・構造図による　）

部位	継手の方法		呼び径(㎜)
柱及び梁主筋	・ガス圧接 ・溶接継手	・機械式継手 ・重ね継手	・
耐力壁の鉄筋	・重ね継手	・	・

基礎、耐圧スラブ、土圧壁	・重ね継手	・ガス圧接	・
上記以外（　　）	・重ね継手	・	・

継手位置
・図示による　　・
柱及び梁主筋の重ね継手の長さ
・図示による　　・
耐力壁の重ね継手の長さ
※標準仕様書5.3.4 (3) (ア) による
・図示による　　・
・先組み工法等で、柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同箇所に設ける場合
・図示による　　・
鉄筋の定着長さ
※標準仕様書 表5.3.4による
・図示による　　・
標準仕様書5.3.4(5)(イ)の場合の折り曲げ定着の方法
※標準仕様書 図5.3.3により5.3.4(5)(イ)を全て満足する
・
機械式定着工法
・適用する　　・適用しない
適用箇所　・図示による　　・
種類　・図示による　　・

5　鉄筋のかぶり厚さ及び間隔(溶接金網含む)

(建標5.3.5)	最小かぶり厚さ(目地底から算出を行う) ※標準仕様書 表5.3.6による 柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無 ・有り　使用箇所（　　） 主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する 軽量コンクリートの適用の有無 ・有り　使用箇所（　　） ・最小かぶり厚さに加える厚さ　（　　）mm 耐久性上不利な個所の有無(塩害等を受けるおそれのある部分等) ・有り　使用箇所（　　） ・最小かぶり厚さに加える厚さ　（　　）mm ・ ・図示による

6　各部配筋

(建標5.3.7)	各部配筋 ・図示による　　・

7　圧接完了後の圧接部の試験

(建標5.4.10～11)	抜取試験 ・図示による ・引張試験 試験方法等　・図示による　　・

8　機械式継手
9　溶接継手

7　コンクリート工事

1　コンクリートの類別等

(建標6.2.1～6.2.4) (建標6.10.2) (表6.2.1～2)	コンクリートの種類 ※Ⅰ類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・Ⅱ類(JIS A 5308に適合したコンクリート) ・普通コンクリート（・構造図による）

設計基準強度’ (N/mm²)	スランプ(cm)	適用箇所
・	※15又は18　・	基礎、基礎梁、土間スラブ

	・建築基準法第37条第二号の規定に基づき認定を受けたコンクリート 適用箇所(　　)

2　構造体コンクリートの仕上がり

(建標6.2.5) (表6.2.4～5)	合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ　・図示による

種別	適用箇所
・A種	・図示による　　・
・B種	・図示による　　・地中基礎部
・C種	・図示による　　・

コンクリートの仕上げの平たんさ　・図示による

種別	適用箇所
・a種	・図示による　　・
・b種	・図示による　　・
・c種	・図示による　　・

3　セメント

(建標6.3.1)	種類 ※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種 適用箇所　(※下記以外全て　　・　　) ・高炉セメントB種 適用箇所　(　　) ・フライアッシュセメントB種 適用箇所　(　　) ・普通エコセメント 適用箇所　(　　)

4　骨材

(建標6.3.1)	フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材及び電気炉酸化スラグ骨材 ・使用する　　適用箇所(・　　) ・使用しない 再生骨材H(普通エコセメントを使用するコンクリート) ・使用する　　適用箇所(・　　) ・使用しない アルカリシリカ反応性による区分 ※A　　・B

5　混和材料

(建標6.3.1～2)	混和材料の適用及び種類 ・混和剤 混和剤の種類 ※標準仕様書6.3.1(4)(a)による　　・ ・混和材 混和材の種類 ※標準仕様書6.3.1(4)(b)による　　・ 標準仕様書6.3.2(イ)(f)の①～③以外の混和材料 使用方法及び使用量 ※監督職員の承諾による　　・

6　コンクリートの調合

(建標6.3.2)	調合管理強度 構造体極度補正値(S) ※標準仕様書 表6.3.2による ・図示

7　打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継目地

(建標6.6.4) (建標6.8.1) (建標9.7.3)	打継ぎの位置 梁及びスラブ ※スパンの中央又は端から1/4の付近 ・図示による　　・ 柱及び壁 ※スラブ、壁梁又は基礎の上端 ・図示による　　・ 目地の寸法 ※標準仕様書9.7.3(1)(ア) ・図示による　　・ ひび割れ誘発目地の位置、形状 ・図示による　　・

8　打増し厚さ（打放し仕上げ部）

(建標6.8.1)	打増し厚さ ・打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る) ・20mm　　・ ・打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る) ・10mm　　・20mm　　・ 打増し範囲 ・図示による　　・

9　型枠

(建標6.8.2) (建標6.8.4)	せき板の材料 ※標準仕様書6.8.2(1)(ア)、(イ)による ・合板(厚さ：※12mm　　・　　) ・ ・断熱材を兼用した型枠 使用箇所 ・図示による　　・ ・MCR工法用シート 適用箇所 ・図示による　　・ スリーブの材種・規格等 ・図示による　　・

10　軽量コンクリート
11　寒中コンクリート
12　暑中コンクリート
13　マスコンクリート
14　無筋コンクリート
15　流動化コンクリート
16　高流動コンクリート

8　鉄骨工事

1　鉄骨製作工場

(建標7.1.3)	鉄骨製作工場の加工能力 ・国土交通大臣から構造方法等の認定を取得している鉄骨製作工場又は同等以上の能力のある工場 (　R　)グレード以上 ・監督職員の承諾する工場

2　施工管理技術者

(建標7.1.3) (建標7.1.4)	鉄骨製作工場における施工管理技術者 ・適用する

3 鋼材

(建標7.2.1) (建標7.2.10)	種類等 ・構造特記による 種類の記号 ／ 適用箇所(主要な部分) ／ 規格 ・JISによる　・ 形状及び寸法 ・図示による　・ 板厚方向に引張力を受ける鋼材の試験 ・行う　(適用箇所：　　)　・行わない

4 高力ボルト

(建標7.2.2) (建標7.3.2) (建標7.4.2) (建標7.4.7) (建標7.12.5)	高力ボルトの種類 ・トルシア形高力ボルト ・JIS形高力ボルト ・溶融亜鉛めっき高力ボルト ・建築基準法に基づき認定を受けた高力ボルト ボルトの寸法 ねじの呼び　・図示による　・ ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・図示による　・ 摩擦面の性能及び処理 ・すべり試験 試験の方法等 ・図示による　・ ・溶融亜鉛めっき面の摩擦面の処理方法 ※標準仕様書7.12.5(1)(ｱ)、(ｲ)による ・ JIS形高力ボルトの締付け(本締め) ナット回転法の場合で、ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合の回転量 ・図示による　・

5 普通ボルト

(建標7.2.3) (建標7.3.2) (建標7.3.8)	ボルト及びナットの材料 ※標準仕様書 表7.2.3による　・ ボルトの形状及び寸法 ねじの呼び　・図示による　・ ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・図示による　・ 母屋又は胴縁の取付けに使用するボルトの孔径 ※ねじの呼び径+1.0mm　・

6 アンカーボルト

(建標7.2.4) (建標7.3.2)	種類 ・構造用アンカーボルト ・ABR400　・ABR490　・図示による ・建方用アンカーボルト ・SS400　・　・ アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 ※標準仕様書 表7.2.3による　・ ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・図示による　・

7 溶接材料

(建標7.2.5)	溶接材料

	※標準仕様書7.2.5(1)、(2)による ・図示による　　・

8　ターンバックル

(建標7.2.6)	種類 建築用ターンバックルボルト ※羽子板ボルト　　・ 建築用ターンバックル胴 ※割枠式　　・ ねじの呼び等 ・図示による　　・

9　床構造用のデッキプレート

(建標7.2.7)
(建標7.7.8)

・構造図による

材質、形状及び寸法

	適用箇所	材質・形状・寸法	備考
・デッキプレート単独の構法			
・デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構法			

鉄骨部材への溶接方法

・図示による　　・

10　スタッド

(建標7.2.8)

・構造図による

種類等

呼び名	呼び長さ(mm)	適用箇所
・		

11　柱底均しモルタル

(建標7.2.9) (表7.2.5)	調合等 ・標準仕様書7.2.9(1)によるモルタル ・無収縮モルタル　　無収縮モルタルの材料、調合等 ※標準仕様書7.2.9(2)による

12　鉄骨の仮組

13　溶接作業を行う技能資格者

14　溶接接合

(建標7.6.4) (建標7.6.7)	開先の形状 ・図示による　　・ 銅製エンドタブを切断する箇所及び切断範囲 ・図示による　　・ 切断面の仕上げ ※標準仕様書7.6.7(1)(カ)(b)②による　　・ 低応力高サイクル疲労を受ける部位 ・図示による　　・ スカラップの形状 ・図示による　　・

15　溶接部の試験

(建標7.6.12)	溶接部の外観試験 平成12年建設省告示第1464号第二号に関する試験 試験の方法等 ・「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル(鉄骨製作管理技術者登録機構)」3.5.2受け入れ検査による。 ※抜き取り検査②　　・抜き取り検査① JASS6付則6の付表3「溶接」に関する試験 試験の方法等

・JASS6 10.4[受入検査] e. 溶接部の外観検査(1)～(5)による。
ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜取箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。
・

完全溶込み部の超音波深傷試験
・適用する　　・適用しない
工場溶接の場合
AOQL　※レベルⅡ　・レベルⅠ

節	・全て　・	
検査水準	※第6水準	

16　錆止め塗装

(建標7.8.2)
(建標7.8.4)
(表18.3.1)

塗料の範囲
耐火被覆材の接着する面の塗装範囲
・図示による　・
耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲
※標準仕様書7.8.2(1)による
・図示による　・
下記以外の塗料の種類は、19章による
・鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側の錆止め塗料の種別
※As種　・Bs種
・耐火被覆が接着する面の塗料の種別
・

17　耐火被覆

(建標7.9.2～8)

種類、材料、工法等

種類	材料・工法	耐火性能(時間)	適用箇所(部位・部分)
・耐火材吹付け	・乾式吹付け ロックウール		
	・半乾式吹付け ロックウール	1時間耐火	柱・梁・小梁
	・湿式 ロックウール		
・耐火板張り	・繊維混入けい酸 カルシウム板		
・耐火材巻付け	・高断熱 ロックウール		
・ラス張りモルタル塗り	ー		
・耐火塗料		1時間耐火	1F風除室外 2Fロビーの露出柱

18　アンカーボルトの設置等

(建標7.10.3)
(表7.10.1～2)

構造用アンカーボルトの形状及び寸法
・図示による　・
構造用アンカーボルトの保持及び埋込み
※適切な鋼製アンカーフレーム等を設置して固定する方法
・図示による　・

建方用アンカーボルトの保持及び埋込み方法
種別　・A種　・B種

柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種別
厚さ　・50mm
種別　※A種　・

19　軽量形鋼構造

9　コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事

1　補強コンクリートブロック造

２　コンクリートブロック帳壁及び塀
３　ＡＬＣパネル
4　押出成形セメント板(ＥＣＰ)

(建標8.5.2～5)
(表8.5.1～2)

パネルの種類	形　状	厚さ(mm)	幅(mm)	工法の種別	備考
・外壁パネル	・F(フラットパネル)	・50・60	600	・A種 ・B種	
	・D(デザインパネル)	・50・60			
	・T(タイルベースパネル)	60			
・間仕切壁パネル	・F(フラットパネル)	・50・60・	600	・B種 ・C種	
	・D(デザインパネル)	・50・60			
	・T(タイルベースパネル)	60			

・外壁パネル工法
　耐風圧性能(　H12年建設省告示第1458号による　)
　耐震性能　(　層間変形角1/100に対して脱落しないこと　)
・間仕切壁パネル工法
　耐震性能　(　　)

耐火構造以外の目地及び隙間の処理
　※パネルの製造所の仕様による　　・
パネル幅の最小限度
　・300mm未満　(・図示による　　・製造所の仕様による　　)

パネルの相互の目地幅

	パネル幅	
	900mm以下の場合	900mmを超える場合
長辺の目地幅	※10mm以上　　・	※15mm以上　　・
短辺の目地幅	※15mm以上　　・	※15mm以上　　・

出隅及び入隅のパネル接合部の伸縮目地の目地幅
　※15mm程度(シーリング材を充填)　　・図示による

溝堀及び開口部の措置
　やむを得ず設備開口等を設ける場合のパネルの開口寸法等の限度
　　・図示による　　・製造所の仕様による

１０　防水工事

1　アスファルト防水

(建標9.2.2～5)
(表9.2.3～6)
(表9.2.9)

屋根保護防水
　防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート
・A-1			※ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上またはフラットヤーンクロス70g/m²程度 ・
・A-2			
・A-3			
・B-1			
・B-2			
・AI-1		(厚さ) 50 mm	※ラットヤーンクロス70g/m²程度 ・
・AI-2	屋根Ａ		
・AI-3			
・BI-1			
・BI-2			

　改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

※標準仕様書 表9.2.3及び表9.2.4による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　　・
材料構成による区分　　・R種　　・N種
厚さ　　・　　mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書 表9.2.5及び表9.2.6による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　　・
材料構成による区分　　・R種　　・N種
厚さ　　・　　mm以上
押え金物の材質及び形状寸法
※アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度
立ち上り部への断熱材及び絶縁用シートの設置
・適用する　　・適用しない

屋根露出防水
防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材	仕上げ塗料	
			種類	使用量
・D-1			・	※製造所の仕様による ・
・D-2				
・DI-1		種類 ・ 厚さ mm		
・DI-2				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書 表9.2.8
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　　・
材料構成による区分　　・R種　　・N種
厚さ　　・　　mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書 表9.2.7及び表9.2.8による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　　・
材料構成による区分　　・R種　　・N種
厚さ　　・　　mm以上
押え金物の材質及び形状寸法
※アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度
・
絶縁構法及び断熱絶縁構法の脱気装置の種類及び装置数量
種類　　※アスファルトルーフィング類の製造所の指定
・
設置数量　※アスファルトルーフィング類の製造所の指定
・　　個

屋内防水
防水層の種別

種別	施工箇所	種　別	施工箇所
・E-1		・E-2	

保護層　・設ける　（・図示による　　・　　）
・設けない
E-1の工程3を行う場合の部位
※貯水槽、浴槽等の常時水に接する部位

・

施工

防水層の下地のモルタル塗り

・適用する （施工範囲　　・図示による　　・　　）

・適用しない

防水層の下地、立上りコンクリート打放し仕上げ

※標準仕様書 表6.2.4のB種　　・

絶縁断熱工法のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置

・図示による　　・

保護層等の施工

平場の保護コンクリートの厚さ

こて仕上げ　　※80mm以上　　・

床タイル張り　　※60mm以上　　・

立上り部の保護工法

・乾式保護材

乾式保護材の材料　　・

・コンクリート押え

・モルタル押え(屋内等)

・れんが押え （・図示による　　・　　）

れんがの材料

・JIS R 1250(普通れんが及び化粧れんが)

・

屋上排水溝の設置

・図示による　　・

2 改質アスファルトシート防水

(建標9.3.2～3)
(表9.3.1～3)

・地下防外壁防水（図示による）

防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材	防湿用シート	仕上塗料	
				種類	使用量
・AS-T1				※製造所の仕様による ・	
・AS-T2					
・AS-T3					
・AS-T4					
・AS-J1					
・ASI-T1		種類 ・ 厚さ mm	・設ける ・設けない		
・ASI-J1					

改質アスファルトシートの種類及び厚さ

※標準仕様書 表9.3.1から表9.3.3による

・

粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ

※標準仕様書 表9.3.1から表9.3.3による

・

部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ

※標準仕様書 表9.3.1から表9.3.3による

・

押え金物の材質および形状寸法

※アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度

・

屋根露出防水絶縁工法、屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量

種類　　※改質アスファルトシートの製造所の指定

・

設置数量　　※改質アスファルトシートの製造所の指定

	・　　個

3　合成高分子系ルーフィングシート防水

4　塗膜防水

(建標9.5.3)
(表9.5.1～2)

防水層の種別

種別	施工箇所	仕上塗料		保護層
		種類	使用量	
・X-1		・	※製造所の仕様による ・	
・X-2	パラペット、庇上、 ハト小屋、設備基礎	・	※製造所の仕様による ・	
・Y-1	※地下外壁防水 ・			
・Y-2	※屋内防水 ・			・ ・

ウレタンゴム系塗膜防水 X-1(絶縁工法)の脱気装置の種類及び設置数量

種類　　※主材料の製造所の仕様　・

設置数量　※主材料の製造所の仕様　・　　個

5　ケイ酸質系塗布防水

6　シーリング

(建標9.7.2)

材料

種類及び加工箇所

※下記表以外は、標準仕様書 表9.7.1による

ただし、外壁タイル接着剤張り目地の場合シーリングは12章 に、カーテンウォール目地の場合のシーリングは18章 による。

施工箇所	シーリング材の種類(記号)
アルミサッシ・押出成形セメント板	・MS－2
打ち継ぎ目地・誘発目地	・PU－2
内部水回り	・SR－1

仕上げを行わない施工箇所(　　)

シーリング材の目地寸法

※標準仕様書9.7.3(1)による　・

接着性試験

※簡易接着性試験　・引張接着性試験　・

１１　石工事

１２　タイル工事

1　伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地

2　見本焼、試験施工

3　セメントモルタルによるタイル張り

(建標11.2.2～3)
(建標11.2.6)
(表11.2.3)

材料等

施工箇所	種類	形状寸法(mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性	備考
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無		
風除室	磁器	300□	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

張付け用材料等

・既調合モルタル

施工

下地モルタル塗りのコンクリート素地面の下地処理方法

・目荒し工法(標準仕様書15.3.4(4)による)

	・MCR 工法(標準仕様書 6.8 による) ・ 壁タイル張り工法 内外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り 内装タイル以外のユニットタイル ・マスク張り　・モザイクタイル張り

4　有機系接着によるタイル張り

１３　木工事

1　表面仕上げ

(建標 12.1.4)	見え掛り面の仕上げの程度 ※プレーナー加工仕上げ 施工箇所(・図示による　・　) ・超自動機械かんな掛け仕上げ 施工箇所(・図示による　・　) ・サンダー掛け仕上げ 施工箇所(・図示による　・　) ・

2　施工一般

(建標 12.2.1)	ホルムアルデヒド放散量 ※標準仕様書 12.2.1(1)(ｳ)のいずれかによる　・

3　製材

(建標 12.2.1)
(建標 12.3.2)
(表 12.2.1～2)

・JAS 1083-5 に基づく下地用製材

施工部位	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理
図示	図示	※2 級	※A 種　・B 種	

・JAS 1083-2 に基づく造作用製材

施工部位	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理
板類で枠、額縁、敷居、かまち等の見え掛り面	図示	※上小節 ・	※A 種 ・B 種	
見え掛り面以外	図示	※小節以上 ・	※A 種 ・B 種	

・JAS 1083-6 に基づく広葉樹製材

施工部位	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理
図示	図示	※1 等 ・	※10%以下 ・A 種　・B 種	

・「JAS 1083 以外の製材

施工部位	寸法(mm)	材面の品質	含水率	防虫処理
		(　　) 造作材の場合 (※A 種　・B 種)	※A 種　・B 種 ・	・行う ・行わない

4　造作用集成材

(建標 12.2.1)

・JAS 7152 に基づく造作用集成材

施工部位	品名	樹種名	寸法(mm)	見付け材面	見付け材面の品質
図示		図示	図示		※1 等　・2 等

・JAS 0701 に基づく化粧ばり造作用集成材

施工部位	品名	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面	見付け材面の品質
		化粧薄板： 芯材：				※1 等・2 等

・JAS 7152 以外の造作用集成材

施工部位	樹種名	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率
				※15%以下 ・

・JAS 7152 以外の化粧ばり造作用集成材

施工部位	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・

5　造作用単板積層材

6　合板等

(建標 12.2.1)
(建標 12.3.2)
(建標 19.7.3)
(表 19.7.3)

・JAS 0233 に基づく普通合板

施工部位	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理
図示	図示	※5.5 ・		※1 類 ・2 類	広葉樹 ※2 等以上　・1 等 針葉樹 ※C-D 以上　・	・行う ・行わない

・JAS 0233 に基づく構造用合板

施工部位	品名	厚さ(mm)	等級	単板の樹種名	板面の品質	保存処理	防虫処理	強度等級
図示	図示	※12 ・	・2 級以上 ・1 級		・ ・　C-D 以上		・行う ・行わない	

接着の程度　常時湿潤状態となる場所での使用
※特類　・
その他の場合
※1 類以上　・

・JAS 0233 に基づく化粧ばり構造用合板

施工部位	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	防虫処理
				・行う ・行わない

接着の程度　常時湿潤状態となる場所での使用
※特類　・
その他の場合
・

・JAS 0233 に基づく天然木化粧合板

施工部位	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ(mm)	接着の程度	防虫処理
			・1 類 ・2 類	・行う ・行わない

・JAS 0233 に基づく特殊加工化粧合板

施工部位	品目	厚さ(mm)	接着の程度	表面性能	単板の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理
			・1 類 ・2 類			・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ ・ﾌﾟﾘﾝﾄ ・塗装	・行う ・行わない

・JAS A 5908 に基づくパーティクルボード

施工部位	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	厚さ(mm)

		※13 タイプ ・	※耐水性 1(M タイプ)又は耐水性 2(P タイプ) ・	※15 ・

・JAS 0360 に基づく構造用パネル

施工部位	品名	厚さ(mm)

・ JAS A 5905 に基づくミディアムデンシティファイバーボード(MDF)

施工部位	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分

7 接合具等

(建標 12.2.2～3) (表 12.2.3～5)	造作材の化粧面の釘打ち ※隠し釘打ち　・釘頭埋め木　・つぶし頭釘打ち　・釘頭現し 諸金物の形状、寸法及び材質 ※標準仕様書 12.2.2(2)(ｱ)による　・ 接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆　・ 木れんが用接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆　・

8 防腐・防蟻処理
9 不燃処理木材等
10 内部間仕切軸組及び床組
11 窓、出入口その他
12 床板張り
13 壁及び天井下地

１４　屋根及びとい工事

1 長尺金属板葺

(建標 13.2.2～3)
(表 13.2.1)

材料

施工箇所	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性の種類、めっき付着量等	厚さ(mm)	屋根葺形式	葺板の寸法・厚さ	留め付け方法
S 部屋根 吹抜屋根	※JIS G 3322 の屋根用コイル ・	カラーガルバリウム鋼板	図示	・立て平葺 ・心木無し瓦棒葺 ・横葺 ・平滑葺	図示	・ビス止め

下葺材料　・アスファルトルーフィング 940
・改質アスファルトルーフィング下葺材
(・一般タイプ　・粘着層付タイプ)

工法
建築基準法に基づく風圧力に対応した工法
・図示による　・建築基準法施工令第 82 条の 4 および告示 1458 号による
横葺の場合のけらば納め
・つかみ込み納め　・けらば包み納め
雪止め　・設置する(・図示による　・　)

2 折板葺
3 粘土瓦葺

4　とい

(建標 13.5.2～3) (表 13.5.1～3)	材料 　といその他 　　材種等 　　・配管用鋼管 　　・硬質ポリ塩化ビニル管 　　・硬質ポリ塩化ビニル雨どい 　　・表面処理鋼板（・図示　　（・種類　　）） 　　・ステンレス鋼板 　　・ 　とい受金物 　　とい受金物の材種、形状、取付間隔 　　※標準仕様書 表 13.5.2 による　　・ 　　・多雪地域の場合の軒どいの取付間隔 0.5m 以下 　　足金物の材種、形状、取付間隔 　　※標準仕様書 表 13.5.2 による　　・ 　　防露材のホルムアルデヒド放散量 　　※F☆☆☆☆　　・ 工法 　・鋼管製といの場合の防露巻の工法 　　※標準仕様書 表 13.5.4 による　　・

5　ルーフドレン

(建標 13.5.2)	JCW 301 によるルーフドレンの種類及び呼び

種類		呼び	施工箇所
・ろく屋根用たて形Ⅰ型	ねじ込み式	・	
・ろく屋根用横形Ⅰ型	ねじ込み式	・	
・バルコニー中継用	・ねじ込み式 ・差し込み式	・	
・バルコニー用	・ねじ込み式 ・差し込み式	・	
・図示		・	

１５　金属工事

1　アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理
2　鉄鋼の亜鉛めっき
3　軽量鉄骨天井下地

(建標 14.4.2) (建標 14.4.4) (表 14.4.1)	材料 　野縁等の種類 　　屋外　　※25 形　　・19 形 　　屋内　　※19 形　　・25 形 形状及び寸法 　・屋外の場合 　　野縁受、つりボルト、インサートの間隔及び周辺部端からの距離 　　・図示による　　・ 　　野縁の間隔 　　・図示による　　・ 工法 　・つりボルトの間隔が 900mm を超える場合の補強方法 　　・図示による　　・ 　・天井のふところが 3.0m を超える場合の補強方法 　　・図示による　　・ 　・天井下地材における耐震性を考慮した補強 　　補強箇所、補強方法　　・図示による　　・ 　・屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強

	補強箇所、補強方法　[・]図示による　・

4　軽量鉄骨壁下地

(建標14.5.3～4)	スタッド、ランナ等の種類 ※標準仕様書 表14.5.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類 ・図示による スタッドの高さが5.0mを超える場合 [・]図示による　・ 出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ※標準仕様書 14.5.4(5)による　・図示による

5　金属成形板張り

(建標14.6.2～3)	種別　[・]図示による　・ 表面処理　[・]図示による　・ 取付け用下地 ※標準仕様書 14.4による　・図示による　・ 伸縮調整継手 ・設ける　(施工箇所　・図示による　・　) ・設けない

6　アルミニウム製笠木

(建標14.7.2～3) (表14.7.1) (表14.2.1)	部材の種類 ・250形　・300形　・350形　[・]図示 表面処理　種別(　図示　)種 笠木の固定金具の工法等 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ・図示による　・

１６　左官工事

1　ラス系下地
2　せっこうボード、その他のボード下地
3　こまい下地
4　木ずり下地
5　モルタル塗り
6　仕上塗材仕上げ

(建標15.6.2)
(表15.6.1)
(その1～3)
(表15.6.2)

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆
材料
・薄付け仕上塗材

呼び名	仕上の形状	工法	吸放湿性	防火材料
・外装薄塗材Si	・砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状	・吹付け ・ローラー塗り		・適用する ・適用しない
・可とう形外装薄塗材Si	・砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状	・吹付け ・ローラー塗り		・適用する ・適用しない
[・]外装薄塗材E	[・]砂壁状 ・ゆず肌状 ・平たん状 ・凸凹状 ・さざ波状 ・着色骨材砂壁状	・吹付け ・こて塗り [・]ローラー塗り		・適用する ・適用しない
・可とう形外装薄塗材E	・砂壁状 ・ゆず肌状 ・平たん状 ・凸凹状 ・さざ波状	・吹付け ・こて塗り ・ローラー塗り		・適用する ・適用しない
・防水形外装薄塗材E	・ゆず肌状 ・さざ波状 ・凸凹状	・吹付け ・ローラー塗り		・適用する ・適用しない

・外装薄塗材S	・砂壁状	・吹付け		・適用する ・適用しない
・内装薄塗材C ・内装薄塗材L	・凸凹状 ・平たん状 ・ゆず肌状 ・さざ波状	・吹付け ・こて塗り ・ローラー塗り	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない
・内装薄塗材Si ・内装薄塗材E	・砂壁状じゅらく ・ゆず肌状 ・平たん状 ・凸凹状 ・さざ波状	・吹付け ・こて塗り ・ローラー塗り	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない
・内装薄塗材W	・京壁状じゅらく ・ゆず肌状 ・平たん状 ・凸凹状	・吹付け ・こて塗り	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない

・厚付け仕上塗材

呼び名	仕上の形状	工　法	吸放湿性	防火材料
・外装厚塗材C	・吹放し ・凸部処理 ・平たん状 ・凸凹状 ・ひき起こし ・かき落とし	・吹付け ・こて塗り		・適用する ・適用しない
・外装厚塗材Si ・外装厚塗材E	・吹放し ・凸部処理 ・平たん状 ・凸凹状 ・ひき起こし	・吹付け ・こて塗り ・ローラー塗り		・適用する ・適用しない
・内装厚塗材C	・吹放し ・凸部処理 ・平たん状 ・凸凹状 ・ひき起こし ・かき落とし	・吹付け ・こて塗り	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない
・内装厚塗材L	・平たん状 ・凸凹状 ・ひき起こし ・かき落とし	・こて塗り	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない
・内装厚塗材G	・平たん状 ・凸凹状 ・ひき起こし ・かき落とし	・こて塗り	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない
・内装厚塗材Si ・内装厚塗材E	・吹放し ・凸部処理 ・平たん状 ・凸凹状 ・ひき起こし	・吹付け ・こて塗り ・ローラー塗り	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない

外装厚塗材Cにおける上塗材がセメントスタッコ以外の場合

（　　）

外装厚塗材Si、外装厚塗材Eにおける上塗材の適用

・適用する　　・適用しない

・複層仕上塗材

・軽量骨材仕上塗材

呼び名	仕上の形状	工法	耐候性	防火材料
・複層塗材CE ・複層塗材RE ・複層塗材Si ・複層塗材E	・凸部処理 ・凹凸状 ・ゆず肌状	・吹付け ・ローター塗り	・候補形３種 ・	・適用する ・適用しない

・可とう形複層塗材CE	・凸部処理 ・凹凸状 ・ゆず肌状	・吹付け ・ローター塗り	・候補形3種 ・	・適用する ・適用しない
・防水形複層塗材CE ・防水形複層塗材RE ・防水形複層塗材E	・凸部処理 ・凹凸状 ・ゆず肌状	・吹付け ・ローター塗り	・候補形3種 ・	・適用する ・適用しない
・吹付用軽量塗材	・砂壁状	・吹付け		・適用する ・適用しない
・こて塗用軽量塗材	・平たん状	・こて塗り		・適用する ・適用しない

複合仕上げ塗材の上塗材
樹脂　・アクリル系　・シリカ系　・ポリウレタン系
・アクリルシリコン系　・ふっ素系
外観　・つや有り　・つや無し　・メタリック
溶媒　・溶剤系　・弱溶剤系　・水系

7　しっくい塗り
8　こまい壁塗り
9　ロックウール吹付け

(建標15.12.2～3)	ロックウールのホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆　・ 接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ 仕上げ吹付け厚さ(mm) ・図示による　・

１７　建具工事

1　防火戸

(建標16.1.3)	・建具表による　・ ・防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸について連動させる装置等 ・建具表による　・

2　見本の製作等
3　防犯建物部品
4　アルミニウム製建具

(建標16.2.2) (建標16.2.4～5) (表14.2.1)	・図示 性能値等(建具符号、枠の見込み寸法は建具表による) 耐風圧性等級、気密性等級、水密性等級 ※外部に面する建具の種別は標準仕様書 表16.2.1、16.2.2による ・A種　・B種　・C種　・D種　・E種 ・建具表による　・図示による ・防音ドア、防音サッシ　遮音性の等級（　　） ・断熱ドア、断熱サッシ　断熱性の等級（　　）表面処理 外部に面する建具　種別　・BB-1種　・BB-2種 着色　・標準色　・特注色 屋内の建具　種別　・BC-1種　・BC-2種 着色　・標準色　・特注色 ステンレス鋼板の種類 ※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　・ ステンレス製くつずりの仕上げ ※HL　・ 結露水の処理方法　・図示による　・ 水切り板、ぜん板　・図示による　・ 木下地の内付け建具　・適用する(建具の製造所の仕様)　・適用しない

5　網戸等

(建標16.2.3)	・図示 防虫網の材料

種類	材質	線径	網目

	・防虫網	※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス(SUS316)製	※0.25㎜以上 ・	※16～18メッシュ ・

6　樹脂製建具

7　鋼製建具

(建標16.4.2～3) (建標16.4.6)	性能値等(建具符号は建具表による) ・外部に面する建具の耐風圧性 ・S-4　・S-5　・S-6 ・簡易気密型ドアセット ・耐震ドア 面内変形追随性の等級（　　） ・防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（　　） ・断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（　　） ステンレス鋼板の種類 ※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　・ 点検口の類のくつずりの材料　・ 鋼板類の厚さ(㎜) ※標準仕様書 表16.4.2による　・ ステンレス製くつずりの仕上げ　※HL　・ 標準型鋼製建具の有効内法寸法 ・建具表による　・

8　鋼製軽量建具

(建標16.5.2～3) (建標16.5.6)	性能値等(建具符号は建具表による) ・簡易気密型ドアセット ・耐震ドア 面内変形追随性の等級(　　) ・防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級(　T-2　) ・断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級(　　) 鋼板の種類 ・亜鉛めっき鋼板　・ビニル被覆鋼板　・カラー鋼板　・ステンレス鋼板 ステンレス鋼板の種類 ※SUS304、SUS43J1L又はSUS443J1　・ 召合せ、縦小口包み板の材質　※鋼板　・ 戸の心材 防音性能を求める場合の充填材 ・グラスウール　・ロックウール 鋼板の厚さ(㎜)　※標準仕様書 表16.5.1による ・図示による ステンレス製くつずりの仕上げ ※HL　・ 標準型鋼製軽量建具の有効内法寸法 ・建具表による　・

9　ステンレス製建具

10　木製建具

11　建具用金物

(建標16.8.2～3)	金物の種類・見え掛り部の材質等 ※標準仕様書 表16.8.1及び適用(備考欄の特記事項も含め)は建具表による ・ 金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※標準仕様書 表16.8.2による　・ 樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※標準仕様書 表16.8.3による　・ 木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ

	※標準仕様書 表16.8.4による　・ 木製建具に使用する戸車及びレール ※標準仕様書 表16.8.5による　・ 握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置 ・建具表による　・

12　鍵

(建標16.8.4)	マスターキー　・製作する　・製作しない 鍵の製作本数　※各室3本1組　・ 鍵箱　※鋼製の既製品　・

13　自動ドア開閉装置

(建標16.9.2) (表16.9.1～3)	性能・機構 戸の開閉方式　・図示による　・ 自動ドア開閉装置の性能 駆動装置の性能 ※引き戸用駆動装置の場合、標準仕様書 表16.9.1による 防錆　・適用する　・適用しない ・ 車椅子使用者用便房出入口の引き戸用駆動装置の性能 ※標準仕様書 表16.9.2による 防錆　・適用する　・適用しない ・ 検出装置の性能 ※引き戸用の検出装置の性能は標準仕様書 表16.9.3による 防錆　・適用する　・適用しない 引き戸用検出装置の種類 種類　・光線(反射)センサー　・熱線センサー　・音波センサー ・光電センサー　・電波センサー ・タッチスイッチ ・無線式タッチスイッチ ・光電式タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ ・車椅子使用者用便房用操作スイッチ ・大形(開・閉)押しボタンスイッチ ・非接触スイッチ 凍結防止措置　・適用する　・適用しない

14　自閉式上吊り引戸装置
15　重量シャッター
16　軽量シャッター
17　オーバーヘッドドア
18　ガラス

(建標16.14.2～3) (図16.14.1)	適用は以下によるほか、ガラスの種類、厚さの組合せは建具表及び図示による ・フロート板ガラスの品種及び厚さの呼びによる種類 ・図示(※建具表　・　)による　・ ・型板ガラスの厚さによる種類 ・図示(※建具表　・　)による　・ ・網入板ガラス及び線入板ガラス 網又は線の形状、板の表面の状態、厚さの呼びによる種類 ・図示(※建具表　・　)による　・ ・合わせガラス 材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、合わせガラスの合計厚さ、特性による種類 ・図示(※建具表　・　)による　・ ・強化ガラス 形状による種類、材料板ガラスの種類、厚さの呼びによる種類、特性による種類 ・図示(※建具表　・　)による　・ ・熱線吸収板ガラス 板ガラスによる種類、厚さによる種類 、性能による種類 ・図示(※建具表　・　)による　・

・複層ガラス
材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、複層ガラスの厚さ、断熱性による区分、
日射取得性及び日射遮蔽性による区分、封入気体の種類
・図示(※建具表　・　　)による　・
・熱線反射ガラス
材料板ガラスの種類、厚さによる種類、日射熱遮へい性による区分
・図示(※建具表　・　　)による　・
・倍強度ガラス
材料板ガラスの種類、厚さの呼びによる種類
・図示(※建具表　・　　)による　・

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め具	ガラス溝の大きさ(mm)
アルミニウム製	・グレイジングチャンネル ・シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・
樹脂製	※押縁及びグレージングガスケット ・	※建具の製造所の仕様による ・
鋼製及び鋼製軽量	・シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・
ステンレス製	・シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・

ガラス端部で枠にのみ込まない部分の小口加工
・建具表による　・

19　ガラスブロック積み

１８　カーテンウォール工事

1　取付方法、性能等

(建標 17.1.3)

性能

耐風圧性	耐震性 水平方向(kH)	耐震性 垂直方向(kV)	水密性	気密性	耐火性	耐温度差性(℃)	遮音性	断熱性
S-4 (2000Pa)	・1.0 ・	・0.5 ・	W-5	A-4	・30 分 ・1 時間	・80 ・70 ・60	T-1	H-1

性能の確認方法及び判定方法
※監督職員の承諾による
・

2　メタルカーテンウォール
3　ＰＣカーテンウォール

１９　塗装工事

1　材料

(建標 18.1.3)

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・
・防火材料
・屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする
・次の箇所を除き防火材料とする(箇所:　　)

2　素地ごしらえ

(建標 18.2.2～7)
(表 18.2.1～7)

種別

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※A 種　・B 種
	透明塗りの場合	※B 種　・A 種
鉄鋼面	耐候性塗料塗り(DP)の場合	※B 種　・A 種　・C 種

	上記以外の場合	※C 種　・A 種　・B 種
亜鉛めっき鋼面		・A 種　・B 種
モルタル面及びせっこうプラスター面		※B 種　・A 種
コンクリート面(DP 以外)、ALC パネル面及び押出成形セメント板面(DP 以外)		※B 種　・A 種
コンクリート面(DP)の場合		A 種
押出成形セメント板面(DP)		B 種
せっこうボード面及びその他ボード面		※B 種　・A 種

3　錆止め塗料塗り

(建標 18.3.2～3.3)
(表 18.3.1～3.4)

種別

下地面等			錆止め塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	見え掛り部分	SOP	As 種	※A 種　・B 種
		DP	1 回目　Cs 種 2、3 回目 Ds 種	標準仕様書 表 18.3.4
		EP-G	※Bs 種　・As 種	※A 種　・B 種
	見え隠れ部分	SOP	As 種	※B 種　・A 種
		DP	1 回目　Cs 種 2、3 回目 Ds 種	標準仕様書 表 18.3.4
		EP-G	※Bs 種　・As 種	※B 種　・A 種
亜鉛めっき鋼面	鋼製建具等	SOP	※Az 種　・Bz 種	※A 種　・B 種
		DP	Bz 種	標準仕様書 表 18.3.6
		EP-G	Cz 種	※A 種　・B 種
	鋼製建具以外	SOP	※Bz 種　・Az 種	※B 種　・A 種
		DP	Bz 種	標準仕様書 表 18.3.6
		EP-G	Cz 種	※B 種　・A 種

鉄鋼面で錆止め塗装のままの場合の種別
　見え掛り部分　※A 種　・
　見え隠れ部分　※B 種　・

4　塗装

(建標 18.4.1～
18.12.2)
(表 18.4.1～18.12.1)

種別塗装		種別
・合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	木部屋外	※A 種　・B 種
	木部屋内	※B 種　・A 種
	鉄鋼面	※B 種　・A 種
	亜鉛めっき鋼面	標準仕様書 表 18.4.3
・クリヤラッカー塗り(CL)		※B 種　・A 種
・アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り (NAD)		※B 種　・A 種
・耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面	標準仕様書 表 18.7.1
	亜鉛めっき鋼面	標準仕様書 表 18.7.2
	コンクリート面及び 押出成形セメント板面	・A 種　・B 種 ・C 種
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	コンクリート面、 モルタル面等	※B 種　・A 種
	木部	標準仕様書 表 18.8.2
	屋内の鉄鋼面	※B 種　・A 種
	亜鉛めっき鋼面	標準仕様書 表 18.8.4
・合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		※B 種　・A 種
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		※B 種　・A 種
・ピグメントステイン塗り	屋内	―

・木材保護塗料塗り(WP)	屋外	※B種　・A種

塗料の種類等
クリヤラッカー塗り(CL)
種別がA種の場合における、標準仕様書 表18.5.1の工程2
・塗料の種類(　　)
耐候性塗料塗り(DP)
上塗り塗料の等級　鉄鋼面　(　図示　)級
亜鉛めっき鋼面　(　　)級
ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)
標準仕様書 表8.10.1の工程1の着色　・適用する

２０　内装工事

1　接着剤等

(建標19.2.2)
(19.3.2)
(19.5.4)(19.5.5)
(19.7.2)(19.9.3)

接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・

接着剤の主成分により区分
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合
ビニル床シート及びビニル床タイル用
・図示による　・
ゴム床タイル用
・図示による　・

下地の施工
標準仕様書 表19.2.3(1)(ｱ)から(ｳ)以外の下地の工法
・図示による　・

2　ビニル床シート

(建標19.2.2)

材料

種類の記号	色柄	厚さ	備考
・FS(複層ビニル床シート) ・図示	・無地 ・マーブル柄	図示	

接合部の処理　※熱溶接工法　・

3　ビニル床タイル

(建標19.2.2)

材料

種類の記号	色柄	寸法(mm)	厚さ(mm)	備考
・KT(コンポジションビニル床タイル) ・TT(単層ビニル床タイル) ・FT(複層ビニル床タイル) ・FOA(置敷きビニル床タイル) ・FOB(薄型置敷きビニル床タイル)	・無地 ・木目調	・300×300 ・450×450 ・500×500	・2.0 ・図示	

4　特殊機能床

(建標19.2.2)

材料

シート種別	種類	性能	厚さ、寸法、形状(mm)
・帯電防止床シート			厚さ:
・帯電防止床タイル			寸法:　厚さ:
・視覚障者用床タイル		―	形状:300×300
・耐動荷重性床シート		―	厚さ:
・防滑性床シート		―	厚さ:2.0
・防滑性床タイル		―	寸法:　厚さ:

5　ビニル幅木

(建標19.2.2)

材質の種類　・軟質　・硬質
高さ　・60mm　・70mm　・100mm
厚さ　※1.5mm以上

６　ゴム床タイル

7　カーペット敷き

(建標19.3.2)
(表19.3.1)

・織じゅうたん

織り方	パイル形状	帯電性	備考
・ウィルトンカーペット ・ダブルフェースカーペット ・アキスミンスターカーペット	・カットパイル ・ループパイル ・カット・ループ併用	・適用する ・適用しない	

色柄、パイル糸の種別
　※色柄は模様のない無地のもの
　　種別　　・A種　　・B種　　・C種
　・

下敷き材
　※JIS L 3204(反毛フェルト)の第2種1号　　呼び厚さ8㎜
　・

見切り、押え金物
　・適用する　(材質、形状等　　・図示による　　・　　)
　・適用しない

織じゅうたんの接合方法
※ヒートボンド工法　　・

・タフテッドカーペット

パイルの形状	パイル長(㎜)	工法	帯電性	備考
・カットパイル	・	・グリッパー工法 ・全面接着工法	・適用する ・適用しない	
・ループパイル	・			
・カット、ループ併用	・			
・	・			

下敷き材(グリッパー工法の場合)
　※JIS L 3204(反毛フェルト)の第2種1号　　呼び厚さ8㎜
　・

見切り、押え金物
　・適用する　(材質、形状等　　・図示による　　・　　)
　・適用しない

・タイルカーペット

種類	パイル形状	寸法(㎜)	総厚さ(㎜)	施工箇所	備考
※第一種 ・第二種	※ループパイル	※500×500 ・	※6.5 ・		
・第一種 ・第二種	・カットパイル	※500×500 ・	※6.5 ・		
・第一種 ・第二種	カット、ループ併用	※500×500 ・	※6.5 ・		

見切り、押え金物
　・適用する　(材質、形状等　　・図示による　　・　　)
　・適用しない

タイルカーペットの敷き方
　平場　　※市松敷き　　・模様流し　　・
　階段部分　　※模様流し　　・市松敷き　　・

8　合成樹脂塗床

(建標19.4.2)

合成樹脂塗床材のホルムアルデヒド放散量
　※F☆☆☆☆　　・

種類

種類	工法	仕上の種類	施工箇所
・厚膜型塗床材 (弾性ウレタン樹脂系塗床材)		※平滑仕上げ ・防錆仕上げ ・つや消し仕上げ	

・厚膜型塗床材 （エポキシ樹脂塗床材）	・薄膜流しのべ工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ	
・薄膜型塗床材 （エポキシ樹脂塗床材）		※平滑仕上げ	機械室、PS

9　フローリング張り

10　畳敷き

11　せっこうボード張り

（建標19.7.2～3）
（表19.7.1）

材料

規格名称	種類	厚さ(mm)等
木質系セメント板	・硬質木毛セメント板	・15　・20　・25　・
	・中質木毛セメント板	・15　・20　・25　・
	・普通木毛セメント板	・15　・20　・25　・14
	・硬質木片セメント板	・12　・15　・18　・21　・
	・普通木片セメント板	・30　・
繊維強化セメント板	・けい酸カルシウム板	タイプ2(無石綿)　・6　・8
火山性ガラス質複層板(VSボード)	・火山性ガラス質複層板	・図示による　・
繊維板	・ミディアムデンシティファイバーボード(MDF)	・3　・7　・9　・12　・
	・ハードボード(素地)	・無研磨板 (・スタンダード　・テンパード) ・研磨板 (・スタンダード　・テンパード) ・2.5　・3.5　・5　・7
	・ハードボード(化粧)	・内装用　・外装用 ・2.5　・3.5　・5　・7
	・インシュレーションボード	A級 (・天井仕上　・内装仕上　・　) ・9　・12　・15　・18
パーティクルボード	・単板張りパーティクルボード	・無研磨板　・研磨板 ・10　・12　・15　・18
	・化粧パーティクルボード	・単板オーバーレイ ・プラスチックオーバーレイ ・塗装 ・10　・12
吸音材料	・ロックウール化粧吸音板	・9(不燃)　・12.5(不燃)
	・ロックウール吸音ボード1号	・25　・
	・グラスウール吸音ボード32K	・25(ガラスクロス包)　・
せっこうボード製品	・せっこうボード	・12.5(不燃)　・15(不燃)　・
	・不燃積層せっこうボード	・化粧無(下地張り用) ・化粧有(トラバーチン模様) ・9.5(不燃)
	・シージングせっこうボード	・12.5(不燃)　・
	・強化せっこうボード	・12.5(不燃)　・15(不燃)　・
	・せっこうラスボード	・9.5　・
	・化粧せっこうボード(木目)	模様(・柾目　・板目) 専用下地材有り ・12.5(不燃)幅440mm程度
	・化粧せっこうボード(トラバーチン模様)	・9.5(準不燃)

パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆

ボード表面への化粧張仕上げの有無
・有り(種類:　　)　　・
天井のボードの重ね張りの張り付け方法(ロックウール吸音板を除く)
(　　)
せっこうボードの目地工法
・図示（仕上げ表）による
せっこうボードのエッジの種類(突付け工法、目透し工法の場合)
・図示による

材料

種類	規格	防虫処理
・普通合板	品名(　　) 厚さ(※5.5mm　・　　) 板面の品質 広葉樹(※2等以上　・　　) 針葉樹(※C-D以上　・　　) 単板の樹種名(　　)	・行う ・行わない
・天然木化粧合板	厚さ(　　mm) 化粧板の単板の樹種名(　　)	・行う ・行わない
・特殊加工化粧合板	品目(　　) 厚さ(　　mm) 接着の程度(　　) 単板の樹種名(　　) 化粧加工の方法 ・オーバーレイ　・プリント ・塗装　・	・行う ・行わない

合成のホルムアルデヒド放散量
※標準仕様書19.7.2(2)(イ)による

合板の張り付け　・A種　・B種

12　壁紙張り

(建標19.8.2)

ホルムアルデヒド放散量
壁紙
※F☆☆☆☆　・
接着剤
※F☆☆☆☆　・
種類

施工箇所	壁紙の種類						防火性能	備考
	紙	繊維	プラスチック	無機質	塩化ビニル	その他		
	・	・	・	・	・	・天然木シート	・不燃 ・準不燃 ・難燃	

施工
モルタル面及びせっこうブラスター面の素地ごしらえ
※B種　・A種
コンクリート面の素地ごしらえ
※B種　・A種
せっこうボード面及びけい酸カルシウム板面の素地ごしらえ
※B種　・A種

13　断熱材

(建標19.9.3～4)

・断熱材打込み工法

種類		厚さ(mm)	施工箇所
断熱材名	種類(記号)		
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材		・	
・押出法ポリスチレンフォーム断熱(スキン層なし)	3種b	・50 ・25	屋上 1階・2階床下

		・40	鋼板屋根下
・硬質ウレタンフォーム断熱材		・	
・フェノールフォーム断熱材		・	

フェノールフォームを使用した断熱材及び開口部等補修のための張付け用接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆

・断熱材現場発泡工法
断熱材の種類　・A種1　・A種1H
吹付け厚さ　・30㎜
施工箇所　・図示による　・

２１　ユニット及びその他の工事

1　フリーアクセスフロア

(建標20.2.2)

材料等

施工箇所	構造	寸法(㎜)	高さ(㎜)	耐震性能	所定荷重	表面仕上げ材	備考
・2F管理スペース1、ロビー、ブックポスト、予約図書受取室	・支柱調整式 ・置敷式	・500×500 ・	・図示	・1.0G ・0.6G	・3,000N ・5,000N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット ・	

帯電防止性能　・U値(クラス1)　・U値(クラス2)
漏えい抵抗　・R≧1×10Ω6　・
耐荷重性能、耐衝撃性能、ローリングロード性能、耐燃焼性能の試験方法
※標準仕様書20.2.2(2)(イ)による　・
寸法精度
※標準仕様書20.2.2(2)(オ)による　・

2　可動間仕切

3　移動間仕切

(建標20.2.4)

材料及び性能等

操作方法による種類	圧接装置の操作方法	パネル表面材		遮音性(dB/500Hz)
		材質	仕上げ	
・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・プッシュ式 ・ハンドル式 ・	・鋼板 ・	・焼付塗装 ・壁紙張り ・	・36未満 ・36以上

ハンガーレールの取付け下地
※標準仕様書20.2.4(3)(ウ)による　・図示による
ハンガーレール
※標準仕様書20.2.4(3)(エ)による　・図示による
ランナー
※標準仕様書20.2.4(3)(オ)による　・図示による
パネルをランナーに取り付ける部品
※標準仕様書20.2.4(3)(カ)による　・図示による
あと施工アンカー
・使用する
種類：　材質：　寸法：
・使用しない

4　トイレブース

(建標20.2.5)

材料等

パネル表面材の材質	脚部の種類	ドアエッジの材質

	・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板 ・	※幅木タイプ ・	※製造所の仕様による ・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・表面材と同材

パネル材料のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・

5　手すり

(建標 20.2.6)	材料の種類　・図示 仕上げ　・図示

6　階段滑り止め

(建標 20.2.7)

材料等

材種	形状	寸法(mm)	取付工法
・ステンレス材(SUS304) ・黄銅製押出型材 ・アルミニウム製押出型材	・ひも材 ・タイヤ型	・35 ・	※接着工法 ・埋込み工法

7　黒板及びホワイトボード

8　鏡

(建標 20.2.10)	取付箇所（　図示　） 寸法　・図示による　・ 厚さ　・図示による　・

9　表示

(建標 20.2.11)	・衝突防止表示 形状、寸法(・30φ　・　) 材質　(・ステンレス材　・　) ・非常用侵入口等の表示等 ※消防法に適合する市販品　・ 室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式 ・図示による　・

10　タラップ

11　煙突用ライニング

12　ブラインド

(建標 20.2.14)

材料等

・横形ブラインド
- 種類　※ギア式　・コード式　・操作棒式
- 幅、高さ　・図示による　・
- スラットの幅　※25mm　・
- 材質
  - スラット　※アルミニウム合金製　・
  - ヘッドボックス　※鋼製　・
  - ボトムレール　※鋼製　・

・縦形ブラインド
- 幅、高さ　・図示による　・
- 開閉方式　・片開き　・両開き
- 操作方法
  - ※2 本操作コード方式　・1 本操作コード方式
- スラットの材質　・焼付け塗装仕上げのアルミスラット
  - ・消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工クロススラット
- スラットの幅　・　mm

13　ロールスクリーン

14　カーテン

15　カーテンレール

16　プレキャストコンクリート

17　間知石及びコンクリート間知ブロック積み

18　ブラインドボックス及びカーテンボックス

溝幅×深さ
・90×150㎜　・120×80㎜　[・]120×150㎜
・150×80㎜　・図示による
材質　・集成材(仕上げ：　)
・アルミニウム製　押出し型材(市販品)
種別(標準仕様書 表14.2.1)　・BC-1種　・BC-2種
色合い　・標準色(　)　・特注色(　)
・鋼製(仕上げ：　)

19　天井点検口

材種	寸法(㎜)	形式		外枠	内枠
[・]アルミニウム製 ・	[・]450×450 [・]600×600 ・	[・]一般形	[・]屋内外用 [・]屋内用	・額縁タイプ [・]目地タイプ	・額縁タイプ [・]目地タイプ
		・			

20　床点検口

材種	寸法(㎜)	形式		備考
・アルミニウム製 [・]ステンレス製 ・鋼製	・450×450 [・]600×600 ・	・一般形 [・]密閉形 ・	・屋内外用 [・]屋内用	[・]鍵付き

21　耐震スリット

方向	タイプ	耐火性能	防水性能	備考
[・]垂直方向 [・]水平方向	・完全(全貫通型) ・	[・]耐火型 ・非耐火型	[・]有り ・無し	

目地　[・]図示

目地	内壁	外壁
目地材	・シーリング材 (見え掛り部のみ)	・シーリング材 (見え掛り部のみ) ・シーリング材(内外とも)
目地寸法(㎜)	・幅20×深さ10 ・	・幅20×深さ10 ・

目地材の材料は標準仕様書 表9.7.2による

22　止水板

23　エキスパンションジョイント金物

24　くつふきマット

材種	受け枠	備考
・塩化ビニル又はゴム製 ・硬質アルミニウム合金製 [・]ステンレス鋼(SUS304)製	[・]ステンレス製(SUS304) ・硬質アルミニウム合金 ・	

25　流し台ユニット

材種	寸法(㎜)			備考
	W	D	H	
[・]流し台	[・]1,200 ・1,500 ・1,800	・550 [・]600 ・650	・800 [・]850	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製
・コンロ台	・600	・550 ・600 ・650	・620 ・670	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製
[・]つり戸棚	[・]1,200 ・900	[・]450	[・]500 ・700	市販品

・水切り	・1,200 ・900 ・600	―	―	市販品 ステンレス製 ・1段式　・

品質・性能　[・]図示による　・
形状　[・]図示による　・

26　旗竿

27　旗竿受金物

28　車止め支柱

形式		材種	柱径・肉厚(mm)	高さ(mm)
[・]上下式鎖内蔵型	・標準品 ・スプリング式	・ステンレス製 ・	・	・ ・

29　フェンス

フェンスの種類　・ビニル被覆エキスパンドフェンス
・樹脂塗装メッシュフェンス
・鋼管フェンス
・アルミフェンス
高さ　[・]図示による　・

30　鋼製書架及び物品棚

種類	規格等	耐荷量による種類
[・]鋼製書架	JIS S 1039による	・1種　・2種　・3種
・鋼製物品棚		・4種　・5種　・6種　・

31　屋内掲示板

枠の材質　・アルミニウム製　[・]図示
表面の材質　・塩ビ発砲シート張り　[・]図示

32　洗面カウンター

材種　[・]メラミン樹脂化粧板張り(心材：集成材)
・人工大理石
奥行き　[・]図示　・約600mm

33　防煙垂れ壁

[・]固定式

材質	厚さ(mm)	高さ(mm)	備考
・網入り磨き板ガラス [・]線入り磨き板ガラス	[・]6.8 ・	[・]図示 ・	アルミ製枠付き

・可動式（・垂直降下式(巻取り型)　・回転降下式）

種類	材質	高さ(mm)	備考
・垂直降下式 (巻取り型)	・不燃布 (不燃認定品)	・500 ・800	ガイドレール ・固定式(壁埋込み型)
・回転降下式	銅板製又はアルミ製	・500 ・800 ・	表面仕上げ ・天井材張り ・

(注)降下機構　煙感知器連動及び手動開放装置(埋込み型)

34　収納家具

材質形状・寸法　[・]図示による　・
合板、集成材、MDF、パーティクルボード等のホルムアルデヒド放散量
[・]F☆☆☆☆　・

35　屋外掲示板

照明器具　[・]図示　・無し
施錠　[・]図示　・無し

36　敷地境界石標

２２　排水工事

1　屋外雨水排水

(建標 21.2.1～2)
(表 21.2.1)

排水管用材料

材種	種類・記号	形状	呼び径	備考
・遠心力鉄筋コンクリート管	外圧管（１種）	・B 形管 ・	・図示　・	
・硬質ポリ塩化ビニル管	・VP		・図示　・	
	・VU		・図示　・	
	・RS-VU		・図示　・	
・硬質ポリ塩化ビニル管継手	・DV		・図示　・	
	・VU 継手		・図示　・	

基床の厚さ及び種類　　・図示による　　・
硬質ポリ塩化ビニル管の継手に用いる材料
　※接着剤　　・ゴム輪
側塊の形状及び寸法　　・図示による　　・
排水桝の種類　　・図示による　　・
砂地業に用いる材料　　・シルト　　・山砂　　・川砂　　・砕砂
砂利地業に用いる材料　　・再生クラッシャラン　　・切込砂利　　・切込砕石
・現場打ちの場合のコンクリート材料
　※普通コンクリート　　・
　　設計基準強度　　※18N/mm²　　・
　　スランプ　　※15cm 又は 18mm　　・
・現場打ちの場合の鉄筋
　※SD295　　・
凍上抑制層に用いる材料　　・
　砂を用いる場合の粒度試験　　・行う　　・行わない

・標準仕様書 21.2.2(6)(オ)の排水桝を現場打ちとする場合の足掛け金物
　・幅 400mm、径 22mm のステンレス製
　・径 22mm の防錆処理を行った鋼製
　・径 19mm の成樹脂被覆加工を行ったもの

2　鋳鉄製ふた

(建標 21.2.1)

種類

名称	種類	適用荷重	鍵	備考
鋳鉄製マンホールふた	・水封形 ・簡易密閉形 （パッキン方式） ・密閉形 （テーパ・パッキン式） ・中ふた付き密閉形 （テーパ・パッキン式） ・図示	・T-2 用 ・T-6 用 ・T-25 用	・有り ・無し	左記以外の品質等は（公式）空気調和衛生工学会 SHASE-S209 による

3　グレーチング

(建標 21.2.1)

材料等

材質	形式	用途	適用荷重	メインバーピッチ	亜鉛めっき（付着量）	上面形状
・鋼製	・受枠付き、ボルト固定 ・	・溝ふた（横断用） ・溝ふた（側溝用） ・桝ふた用 ・U 字溝用	・歩行用	・細目	・ （　　）	・凹凸形 ・
			・T-2 用 ・T-6 用 ・T-14 用 ・T-25 用	・普通目 ・細目	・ （　　）	・平形 ・
・ステンレス製	・受枠付き、ボルト固定	・溝ふた（横断用）	・歩行用	・図示 ・	―	・凹凸形 ・

	・	・溝ふた (側溝用) ・桝ふた用 ・U字溝用	・T-2用 ・T-6用 ・T-14用 ・T-20用		―	・平形 ・

4 埋戻し土

(建標21.2.1)	・B種(標準仕様書 標3.2.1) ・図示

5 街きょ、縁石、側溝

(建標21.3.1～2)
(表21.3.1)

材料

種類	形状、寸法
・街きょ、縁石	・図示による ・
・L形側溝	・図示による ・
・U形側溝	・図示による ・
・U形側溝ふた	・図示による ・
・	・

砂地業に用いる材料 ・シルト ・山砂 ・川砂 ・砕砂
砂利地業に用いる材料 ・再生クラッシャラン ・切込砂利 ・切込砕石
砂利地業の厚さ ※100mm ・図示による
・現場打ちの場合のコンクリート
※普通コンクリート ・
設計基準強度 ※18N/mm² ・
スランプ ※15cm又は18cm ・
・現場打ちの場合の鉄筋
※SD295 ・
凍上抑制層に用いる材料 ・
砂を用いる場合の粒度試験 ・行う ・行わない

２３ 舗装工事

1 路床

(建標22.1.3)
(建標22.2.2～5)

路床の材料

種別	材料	厚さ(mm)
・盛土	標準仕様書 表3.2.1により ・A種 ・B種 ・C種 ・D種	・図示による ・
・凍上抑制層	・再生クラッシャラン ・クラッシャラン ・切込み砂利 ・砂	・図示による ・

透水性舗装に用いるフィルター層の厚さ ・図示による ・

路床安定処理 ・適用する ・適用しない
安定処理の方法 ・置き換え工法 ・安定処理工法
添加材料 種類 ・普通ポルトランドセメント
・高炉セメントB種
・フライアッシュセメントB種
・生石灰(・特号 ・1号)
・消石灰(・特号 ・1号)
添加量を定めるために用いるCBR( )

試験
路床土の支持力比(CBR)試験 ・行う ・行わない
路床締固め度の試験(現場密度) ・行う ・行わない
現場CBR試験 ・行う ・行わない

2 路盤

(建標22.1.3) (建標22.3.2～3) (建標22.3.5)	路盤の厚さ ・図示による ・ 路盤材料 ※再生クラッシャラン ・クラッシャラン ・粒度調整砕石

(建標 22.4.1) (建標 22.5.1) (建標 22.6.1) (建標 22.7.1) (建標 22.8.1) (表 22.3.1)	※再生粒度調整砕石　・クラッシャラン鉄鋼スラグ　・粒度調整鉄鋼スラグ ・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 試験 突固めによる土の締固め試験　・行う　[・]行わない 路盤締固め度の試験(現場密度)　・行う　[・]行わない

3　アスファルト舗装

(建標 22.1.3) (建標 22.4.4) (表 22.4.5～6)	アスファルト舗装の構成及び厚さ [・]図示による　・ 材料 アスファルト　※再生アスファルト　(・60～80　・80～100) ・ストレートアスファルト 加熱アスファルト混合物の種類

区分	地域	種類
表層	[・]一般地域	[・]密粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度アスファルト混合物(13)
	・寒冷地域	・密粒度アスファルト混合物(13F)

試験アスファルト混合物などの抽出試験　・行う　[・]行わない
舗装の平たん性
※通行の支障となる水たまりを生じない程度
・

4　コンクリート舗装

(建標 22.5.2～4)

コンクリート舗装の厚さ

舗装の種類	部位	構成	厚さ (mm)
コンクリート舗装	歩行者用通路	[・]図示　・	
	車路及び駐車場	[・]図示　・	・図示　・

材料
コンクリート
※普通コンクリート、標準仕様書 表 22.5.1 による
・図示による
早強ポルトランドセメント　・使用する　・使用しない
注入目地材料　※低弾性タイプ　・高弾性タイプ

施工
目地
種類、間隔、構造
※標準仕様書 表 22.5.3 及ぶ図 22.5.1 による
・図示による
舗装の平たん性
※通行の支障となる水たまりを生じない程度

5　カラー舗装

(建標 22.6.2～4) (建標 22.6.6) (表 22.6.1)	・加熱系カラー舗装 構成・厚さ　・図示による　・ 表層に用いる加熱系混合物の結合材 ・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物　顔料の添加量(　%) 加熱系混合物に添加する材料 ・着色骨材(　)　・自然石(　) アスファルト混合物の抽出試験 ・行う　・行わない ・常温系カラー舗装 工法　・ニート工法　・塗布工法 着色部の下部　・アスファルト舗装　・コンクリート舗装 ニート工法及び塗布工法の配合等　・

	舗装の平たん性 ※通行の思想となる水たまりを生じない程度 ・

6　透水性アスファルト舗装

7　ブロック系舗装

(建標 22.8.2～4)

・コンクリート平板舗装

種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地材
・普通平板(N) ・透水性平板(P) ・保水性平板(M)	・300 角 ・	※60 ・	・砂 ・モルタル

クッション材　(・砂　・空練モルタル)

仕上がり面の平たん性

※コンクリート平板間の段差 3mm 以内

・

コンクリート平板の割付け

・図示による　・

・インターロッキングブロック舗装

種類	部位	形状、寸法	厚さ(mm)	曲げ強度(N/m㎡)	色彩、表面加工等
・普通平板(N) ・透水性平板(P) ・保水性平板(M)	車路	・図示	※80	※5.0	・標準品 ・
	歩行者用通路	・図示	※60	※3.0	

仕上がり面の平たん性

※インターロッキングブロック間の段差 3mm 以内

・

インターロッキングブロックの割付け

・図示による　・

・舗石舗装

種類	形状、寸法	厚さ(mm)	割付け	基層(mm)
・小舗石(花崗岩) ・	・図示 ・	・80 ・	・図示 ・	・アスファルト混合物 50　・　)・コンクリート板 (※70　・　)

クッション材　・砂　・空練モルタル

仕上がり面の平たん性

※舗石間の段差 3mm 以内

・

舗石の割付け

・図示による　・

8　砂利敷き

２４　植栽工事及び屋上緑化工事

1　植栽地の確認等

2　植栽基盤の整備

(建標 23.2.2)
(表 23.2.1～2)

整備内容

植栽	工法	有効土層の厚さ(cm)	整備範囲(面積)	土壌改良材
・樹木	・図示 ・A 種 ・B 種 ・C 種 ・D 種	・図示 樹高 12m 以上 (※100　・120　・150) 樹高 7m 以上～12m 未満 (※80　・100) 樹高 3m 以上～7m 未満 (※60　・80) 樹高 3m 未満	・葉張り部分 ・植栽部分 ・図示による ・	・適用する ・適用しない

		(※50　・60)		
※芝、 地被類	※B 種 ・	※20 ・	・植栽部分 ・図示による	・適用する ・適用しない

植栽基盤の排水設備
(暗きょ、開きょ、排水層縦穴排水等)
・設ける(・図示による　・　)
・設けない

3　植込み用土

(建標 23.2.3)	・現場発生土の良質土　[・]客土

4　土壌改良材

5　樹木

(建標 23.3.2)	樹種、寸法、株立数　[・]図示による　・ 刈込みものの適用　・適用する(数量：　)　・適用しない

6　支柱

(建標 23.3.2～3)	支柱材の種類 ※丸太(間伐材)　・真竹　・ 防腐処理方法 ※加圧式防腐処理丸太材　・ 形式 [・]添え柱形　[・]鳥居形　・八ツ掛け形 ・布掛け形　・ワイヤ掛け形　・地下埋設形

7　幹巻き用材料

8　芝

9　吹付けは種

10　地被類

(建標 23.4.2)	種類等

植物の種類	芽立数	径	単位面積当たりの株数
[・]図示	・	・	・

11　新植、移植樹木、芝等の枯保障

(建標 23.3.4) (建標 23.3.6) (建標 23.4.7)	新植樹木の枯補償の期間 (芝張り、吹付けは種及び地被類を含む) ※引き渡しの日から１年　・　・無し 移植樹木の枯損処理を行う機関 ※引き渡しの日から１年　・　・無し

12　屋上緑化

２５　その他

1　他工事との取合い区分

図面に明示されていない場合は、下表による

分類	No.	項目	建築	電気	機械
外壁関係	1	外壁取付の給排気用ガラリ(接続フランジ付)	○		
	2	同上用ガラリチャンバー			○
	3	給気用ガラリ(フィルター共)	○		
	4	配管・換気扇等の取付用アルミパネル取付	○		
	5	同上アルミパネルの穴明け	○		
	6	外壁取付のウェザーカバー・ベンドキャップ取付			○
	7	同上コーキング処理			○
内装関係	1	軽量間仕切壁・天井下地の開口補強	○		
	2	補強を要するボードの開口	○		
	3	補強を要しないボードの開口		○	○
	4	不燃メラミン化粧板の開口	○		
	5	天井伏図の作成	○		

		設備関係	6	天井伏図の開口部記入	○	○	○
			7	開口部の墨出し	○	○	○
			8	天井・壁・床の点検口取付	○		
			9	衛生器具類取付用の壁及び軽鉄下地補強	○		
			10	配管用ライニング	○		
			11	天井機器(天井扇、ダウンライト、スピーカー等)取付用の下地補強	○		
			12	和風大便器及び掃兼口まわりのコーキング	○		
			13	置床設置前の墨出し(置床工法の場合)	○		
			1	システムキッチン・流し台・吊戸棚	○		
			2	シャワーユニット(搬入・据付共)	○		
			3	流し台・ガス台の水切り	○		
			4	流し台の水栓類・排水金物			○
			5	流し台・水切りの配管器具取付用の開口及び補強	○		
			6	給食室内排水溝及びグレーチング蓋	○		
			7	厨房排気フード(SUS 製)			○
			8	レンジフード本体			○
			9	洗面カウンター(開口及び補強)	○		
			10	衛生器具取付			○
			11	衛生器具(和風大便器を除く)周りのコーキング処理			○
			12	化粧鏡取付	○		
			13	手すり取付	○		
			14	紙巻器取付			○
			15	洗濯機パン、排水金具			○
			16	洗濯機パン用嵩上げ架台	○		
			17	機器取付用基礎(内部)	○		
			18	機器取付用基礎(外部)	○	○	○
			19	配管配線用の架台基礎		○	○
			20	機器取付用のアンカーボルト取付		○	○
			21	機器設置に伴うフェンス	○		
			22	危害防止装置用電源	○		
		屋外関係	1	ルーフドレン	○		
			2	雨水排水管(排水溝まで)	○		
			3	U字溝	○		
			4	屋外排水管(汚水・雑排水・雨水)			○
			5	屋外排水桝及び蓋			○
			6	舗装改修部分の排水桝蓋取替及びレベル調整			○
			7	屋外配管工事に伴うはつり工事・土工事・舗装工事		○	○
			8	足洗場	○		
			9	屋外仮設足場	○		

千葉市建築工事特記仕様書（昇降機設備工事編）（令和８年度版）

Ⅰ　工事概要

１　工事種目（○印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工　事　種　別					
	屋内					屋　外
昇　降　機　設　備	○					

２　設備概要

本工事は、千葉市千城台公民館・若葉図書館複合施設にエレベータの設置を行うものである。

Ⅱ　工事仕様

１　特記仕様

（１）項目、特記事項は、番号及び・に□印の付いたものを適用する。

（２）特記事項に記載の（機標　．．）内の表示番号は、機標の該当項目又は当該図表を示す。

項　目	特　記　事　項
	１　機械設備共通事項
１　機材の工場検査	対象機材（　　）
２　出来高検査	下記機材については製造工場において、出来高検査を実施することが出来るものとする。 （　　）
3　諸手続	官公署その他の関係機関への諸手続き等に要する費用は、受注者の負担とする。
4　工事用仮設物	すべて受注者の負担とする。ただし、構内に作ることが（・できる　・できない）
5　足場・さん橋類	機改標第１編2.2.1によるほか下記による。 ・本工事にて設置とする。（但し、別契約の関係受注者が定置するものを除く。） ・内部仮設足場等（・　種　・　種） ・外部仮設足場等（・　種　・　種）
６　撤去材の引渡し	・なし　・あり（・金属（・機器　・ダクト　・配管　・その他の金属）
7　容量等の表示	・機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 ・電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
8　総合調整	・本工事（測定項目、箇所等は監督職員の指示による）　・別途 ・風量調整　・室内気流及びじんあいの測定 ・水量調整　・騒音の測定 ・室内外空気の温室度の測定　・初期運転状態の記録 ・飲料水の水質の測定
9　主任技術者	工場制作のみが行われている期間は、主任技術者の専任を要しない。

２　昇降機設備	
1　用途	・乗用兼車椅子用 バリアフリー新法及び、千葉県福祉のまちづくり条例に準拠
2　方式	・ロープ式（ ・ 機械室あり ・ 機械室なし ）
3　積載量	・450 kg　・600 kg　・750 kg　・900 kg　・1000 kg
4　定員	・5 人　・9 人　・11 人　・13 人　・15 人
5　速度	・45m/min　・60 m/min　・90 m/min
6　停止階数・出入口	・2 箇所　・3 箇所　・4 箇所 ・一方向　・二方向
7　仕様	1 三方枠　・大枠ステンレスヘアライン　・小枠ステンレスヘアライン 2 乗場扉　・鋼板製　・面一大型防犯窓付　・遮煙機能付（全階） 3 乗場敷居　・硬質アルミ製 4 防火区画仕様　・有　・無 5 特記事項　・車椅子仕様 ・視覚障害者仕様 ・音声合成オートアナウンス及び表示（各種管制運転表示共） ・防犯窓（大型） ・外部インターホン ・パーキングスイッチ付 ・停電時自動着床装置 ・火災管制運転 ・地震時管制運転（P 波、S 波） ・冠水管制運転 ・雷サージ対策付 ・高調波対策付 ・遠隔監視機能　・遠隔監視機能用インターフェイス ・非常放送スピーカー対応（消防適合品） ・耐震クラス　A (14) ・エレベータ監視盤

千葉市建築工事特記仕様書（昇降機設備工事編）（令和８年度版）

Ⅰ　工事概要

１　工事種目（○印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工　事　種　別					
	屋内					屋　外
小 荷 物 昇 降 機	○					

２　設備概要

本工事は、千葉市千城台公民館・若葉図書館複合施設に小荷物昇降機の設置を行うものである。

Ⅱ　工事仕様

１　特記仕様

（１）項目、特記事項は、番号及び・に□印の付いたものを適用する。

（２）特記事項に記載の（機標　．．）内の表示番号は、機標の該当項目又は当該図表を示す。

項　目	特　記　事　項
	１　機械設備共通事項
１　機材の工場検査	対象機材（　　）
２　出来高検査	下記機材については製造工場において、出来高検査を実施することが出来るものとする。 （　　）
3　諸手続	官公署その他の関係機関への諸手続き等に要する費用は、受注者の負担とする。
4　工事用仮設物	すべて受注者の負担とする。ただし、構内に作ることが（・できる　・できない）
5　足場・さん橋類	機改標第１編2.2.1によるほか下記による。 ・本工事にて設置とする。（但し、別契約の関係受注者が定置するものを除く。） ・内部仮設足場等（・　種　・　種） ・外部仮設足場等（・　種　・　種）
６　撤去材の引渡し	・なし　・あり（・金属（・機器　・ダクト　・配管　・その他の金属）
7　容量等の表示	・機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 ・電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
8　総合調整	・本工事（測定項目、箇所等は監督職員の指示による）　・別途 ・風量調整　・室内気流及びじんあいの測定 ・水量調整　・騒音の測定 ・室内外空気の温室度の測定　・初期運転状態の記録 ・飲料水の水質の測定
9　主任技術者	工場制作のみが行われている期間は、主任技術者の専任を要しない。

２　昇降機設備	
1　用途	・小荷物用 ・乗用兼車椅子用 バリアフリー新法及び、千葉県福祉のまちづくり条例に準拠
2　方式	・ロープ式（ ・ 機械室あり　・機械室なし　）
3　積載量	・300kg　・450 kg　・600 kg　・750 kg　・900 kg　・1000 kg
4　定員	・5 人　・9 人　・11 人　・13 人　・15 人
5　速度	・45m/min　・60 m/min　・90 m/min
6　停止階数・出入口	・2 箇所　・3 箇所　・4 箇所 ・一方向　・二方向
7　仕様	1 三方枠　・大枠ステンレスヘアライン　・小枠ステンレスヘアライン　・鋼板製 2 乗場扉　・鋼板製　・面一大型防犯窓付　・遮煙機能付（全階） 3 乗場敷居　・硬質アルミ製 4 防火区画仕様　・有　・無 5 特記事項　・車椅子仕様 ・視覚障害者仕様 ・音声合成オートアナウンス及び表示（各種管制運転表示共） ・防犯窓（大型） ・外部インターホン ・パーキングスイッチ付 ・停電時自動着床装置 ・火災管制運転 ・地震時管制運転（P 波、S 波） ・冠水管制運転 ・雷サージ対策付 ・高調波対策付 ・遠隔監視機能　・遠隔監視機能用インターフェイス ・非常放送スピーカー対応（消防適合品） ・耐震クラス　A(14) ・エレベータ監視盤

千葉開府９００年記念ロゴマーク等の掲示に関する特記仕様書

１　千葉開府９００年記念事業（以下、「記念事業」という。）とは、令和８年に千葉開府９００年を迎えるにあたり、「千葉開府９００年記念事業推進計画」の基本理念に基づき実施する事業のことをいう。

２　記念事業の実施内容は、受発注者間で協議のうえ決定することとするが、実施方針は以下のとおりとする。

（１）記念事業の実施内容は、工事看板へのロゴマーク・キャッチコピーの掲示を基本とし、ロゴマーク・キャッチコピーを公衆が見やすい場所へ掲示するものとする。

３　ロゴマーク・キャッチコピーの取り扱いについては、以下の各号のとおりとする。

（１）　掲示するロゴマーク・キャッチコピーは、下記に示すロゴマーク・キャッチコピーとする。

（２）　使用にあたっては、「千葉開府９００年記念ロゴマーク及びキャッチコピーデザインガイドライン」を順守すること。

（３）掲示するロゴマーク・キャッチコピーの表示色はカラーを基本とする。

（４）ロゴマーク・キャッチコピーの表示方法は、印刷した紙やシール等での貼付（見栄え、耐久性等の工夫をすること。）もできるものとする。

（５）記念事業の実施は、記念期間終了の令和９年３月３１日までとし、記念期間終了後は、原則、ロゴマーク・キャッチコピー等の掲示も終了とする。
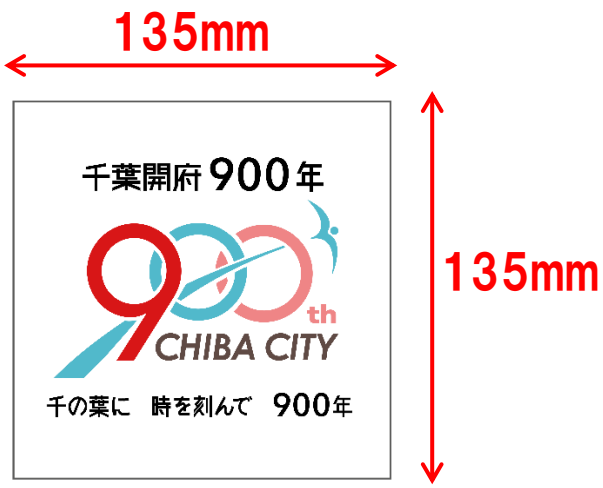
４　記念事業の実施に伴う経費は、共通仮設費に含まれるものとし、改めて経費計上はしない。